

平成 29 年度兵庫県地域防災計画の新旧対照表

(風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、大規模事故災害対策計画、原子力等防災計画)

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																
1	<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>2 計画の基本的な考え方 (新規)</p> <p>(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進</p> <p>災害対策の実施に当たっては、県民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体がその役割を果たすとともに、相互に密接な連携を図りながら協働して防災の取り組みを推進することとする。併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって対策をとらなければならない。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>2 計画の基本的な考え方</p> <p><u>兵庫県の防災減災の基本条例であるひょうご防災減災推進条例(平成29年条例第1号)の趣旨に基づき、以下の4項目の考え方を踏まえ、計画を策定する。</u></p> <p>(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進</p> <p>災害対策の実施に当たっては、県民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体がその役割を果たすとともに、相互に密接な連携を図りながら協働して防災・減災の取り組みを推進することとする。併せて、住民一人一人が自ら行う防災減災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災減災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって対策をとらなければならない。</p>	<p>本県の施策展開に伴う修正</p>																																
4-9	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="241 986 1025 1209"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (兵庫支局)</td> <td>1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん</td> <td>1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="241 1217 1025 1433"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿経済産業局</td> <td></td> <td>1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保</td> <td>1. 生活必需品、復旧資機材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2. 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	近畿農政局 (兵庫支局)	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	近畿経済産業局		1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1. 生活必需品、復旧資機材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2. 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1077 986 1861 1209"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (兵庫県拠点)</td> <td>1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん</td> <td>1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1077 1217 1861 1433"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿経済産業局</td> <td></td> <td>1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保</td> <td>1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																
近畿農政局 (兵庫支局)	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成																																
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1. 生活必需品、復旧資機材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2. 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援																																
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																
近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成																																
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援																																

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																												
	<p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="253 341 978 557"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構 (近畿グループ 担当理事部門)</td> <td>防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)</td> <td>災害時における医療救 護</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="253 603 1030 726"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力 株式会社 (神戸支社、 姫路支社)</td> <td>電力供給施設の整備と 防災管理</td> <td>電力供給施設の応急対 策の実施</td> <td>被災電力供給施設の復 旧</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	独立行政法人 国立病院機構 (近畿グループ 担当理事部門)	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救 護	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	関西電力 株式会社 (神戸支社、 姫路支社)	電力供給施設の整備と 防災管理	電力供給施設の応急対 策の実施	被災電力供給施設の復 旧	<p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1075 341 1800 557"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構</td> <td>防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)</td> <td>災害時における医療救 護</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1075 596 1845 684"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力 株式会社</td> <td>電力供給施設の整備と 防災管理</td> <td>電力供給施設の応急対 策の実施</td> <td>被災電力供給施設の復 旧</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	独立行政法人 国立病院機構	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救 護	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	関西電力 株式会社	電力供給施設の整備と 防災管理	電力供給施設の応急対 策の実施	被災電力供給施設の復 旧	
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策																													
独立行政法人 国立病院機構 (近畿グループ 担当理事部門)	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救 護																													
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																												
関西電力 株式会社 (神戸支社、 姫路支社)	電力供給施設の整備と 防災管理	電力供給施設の応急対 策の実施	被災電力供給施設の復 旧																												
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策																													
独立行政法人 国立病院機構	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救 護																													
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																												
関西電力 株式会社	電力供給施設の整備と 防災管理	電力供給施設の応急対 策の実施	被災電力供給施設の復 旧																												

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
30	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第4節 災害対策拠点の整備・運用 第2 内容 3 災害対策本部室の整備・運用 (3) 主な設備 ① 大型表示システム 大型マルチスクリーンを設置し、<u>気象情報、地図情報、即時被害予測情報、ビデオ映像等</u>を表示する。 ② フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム） 庁内各部局に設置したフェニックス防災端末を庁内LANでネットワーク化するとともに、本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（消防庁等）、ライフライン事業者等に設置したフェニックス防災端末を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、専用回線、ISDNで結び、情報交換・共有を行う。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第4節 災害対策拠点の整備・運用 第2 内容 3 災害対策本部室の整備・運用 (3) 主な設備 ① 大型表示システム 大型マルチスクリーンを設置し、<u>フェニックス防災システム、高所監視カメラ、ヘリテレ映像等</u>を表示する。 ② フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム） 庁内各部局に設置したフェニックス防災端末を庁内LANでネットワーク化するとともに、本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（消防庁等）、ライフライン事業者等に設置したフェニックス防災端末を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、専用回線、ISDN、<u>衛星回線</u>で結び、情報交換・共有を行う。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
32-33	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第2 内容 1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用 (2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、ホームページ、Lアラート（災害情報共有システム）、ひよ</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第2 内容 1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用 (2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、ホームページ、Lアラート（災害情報共有システム）、ひよ</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																										
	<p>うご防災ネット等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="253 355 1055 711"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主 な 機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映像・文字情報システム</td> <td>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</td> </tr> <tr> <td>ネットワークシステム</td> <td>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</td> </tr> <tr> <td>バックアップセンター</td> <td>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。</td> </tr> <tr> <td>災害対応支援システム</td> <td>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 市町防災行政無線の整備促進</p> <p>○ 市町防災行政無線等の整備状況</p> <p>B 移動系情報伝達手段</p> <p>市町防災行政無線（移動系）は、市町庁舎、市町の車両、市町内の防災関係部署（支所、学校、公民館等）、自主防災組織等の連絡用の無線である。災害時における市町の災害対策本部においては、交通・通信の途絶した孤立地域や防災関係部署等からの情報収集・伝達、広報車との連絡等に利用される。なお、衛星携帯電話や簡易無線等で代替している市町もある。</p> <table border="1" data-bbox="342 1177 1010 1431"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>26市町</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>40市町</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>26市町</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>3市町</td> <td>7.3%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主 な 機 能	映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示	ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置	バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。	災害対応支援システム	・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	26市町	63.4%	その他同報系	29市町	70.7%	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%	全体(重複除く)	41市町	100.0%	移動系	防災行政無線	26市町	63.4%	その他移動系	3市町	7.3%	全体(重複除く)	29市町	70.7%	<p>うご防災ネット等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="1088 355 1890 679"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主 な 機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映像・文字情報システム</td> <td>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示</td> </tr> <tr> <td>ネットワークシステム</td> <td>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、衛星回線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</td> </tr> <tr> <td>バックアップセンター</td> <td>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。</td> </tr> <tr> <td>災害対応支援システム</td> <td>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 市町防災行政無線の整備促進</p> <p>○ 市町防災行政無線等の整備状況</p> <p>B 移動系情報伝達手段</p> <p>市町防災行政無線（移動系）は、市町庁舎、市町の車両、市町内の防災関係部署（支所、学校、公民館等）、自主防災組織等の連絡用の無線である。災害時における市町の災害対策本部においては、交通・通信の途絶した孤立地域や防災関係部署等からの情報収集・伝達、広報車との連絡等に利用される。なお、衛星携帯電話や簡易無線等で代替している市町もある。</p> <table border="1" data-bbox="1178 1177 1845 1431"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>29市町</td> <td>65.9%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>40市町</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>25市町</td> <td>61.0%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>4市町</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主 な 機 能	映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示	ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、衛星回線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置	バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。	災害対応支援システム	・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	29市町	65.9%	その他同報系	29市町	70.7%	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%	全体(重複除く)	41市町	100.0%	移動系	防災行政無線	25市町	61.0%	その他移動系	4市町	9.7%	全体(重複除く)	29市町	70.7%	
名 称	主 な 機 能																																																																												
映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示																																																																												
ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置																																																																												
バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。																																																																												
災害対応支援システム	・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。																																																																												
		整備数	整備率																																																																										
同報系	防災行政無線	26市町	63.4%																																																																										
	その他同報系	29市町	70.7%																																																																										
	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%																																																																										
	全体(重複除く)	41市町	100.0%																																																																										
移動系	防災行政無線	26市町	63.4%																																																																										
	その他移動系	3市町	7.3%																																																																										
	全体(重複除く)	29市町	70.7%																																																																										
名 称	主 な 機 能																																																																												
映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示																																																																												
ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、衛星回線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置																																																																												
バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。																																																																												
災害対応支援システム	・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。																																																																												
		整備数	整備率																																																																										
同報系	防災行政無線	29市町	65.9%																																																																										
	その他同報系	29市町	70.7%																																																																										
	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%																																																																										
	全体(重複除く)	41市町	100.0%																																																																										
移動系	防災行政無線	25市町	61.0%																																																																										
	その他移動系	4市町	9.7%																																																																										
	全体(重複除く)	29市町	70.7%																																																																										

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																				
41	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第1款 出火防止・初期消火体制の整備 第2 内容 1 組織の確立 (1) 常備消防 ○ 常備消防設置状況（平成27年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="257 592 1043 775"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>19</td> <td>18市 1町</td> <td>4,956</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>11市 5町</td> <td>837</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>—</td> <td>6町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>29市12町</td> <td>5,793</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常備消防 ○ 消防団設置状況（平成27年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="273 882 1021 965"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>43,039人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 火災予防対策 (1) 一般予防対策 ① 市町は、予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火心の高揚を図ることとする。 (3) 人命危険対象物火災予防 ① 防火及び防災セイフティマークの表示指導 市町は、法令で義務化された一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、</p>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	19	18市 1町	4,956	一部事務組合	5	11市 5町	837	事務委託	—	6町	—	計	24	29市12町	5,793	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	43,039人	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第1款 出火防止・初期消火体制の整備 第2 内容 1 組織の確立 (1) 常備消防 ○ 常備消防設置状況（平成28年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1099 592 1895 775"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>19</td> <td>18市 1町</td> <td>5,047</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>11市 5町</td> <td>852</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>—</td> <td>6町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>29市12町</td> <td>5,899</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常備消防 ○ 消防団設置状況（平成28年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1115 882 1863 965"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>42,711人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 火災予防対策 (1) 一般予防対策 ① 市町は、予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図ることとする。 (3) 人命危険対象物火災予防 ① 防火及び防災セイフティマークの表示指導 市町は、法令で義務化された一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物点検制度及び防火管理者点検報告制度を</p>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	19	18市 1町	5,047	一部事務組合	5	11市 5町	852	事務委託	—	6町	—	計	24	29市12町	5,899	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	42,711人	<p>所管課及び関係機関からの意見に基づく修正</p>
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																				
単 独	19	18市 1町	4,956																																																				
一部事務組合	5	11市 5町	837																																																				
事務委託	—	6町	—																																																				
計	24	29市12町	5,793																																																				
消防団の数	市町の数	消防団員数																																																					
62	29市12町	43,039人																																																					
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																				
単 独	19	18市 1町	5,047																																																				
一部事務組合	5	11市 5町	852																																																				
事務委託	—	6町	—																																																				
計	24	29市12町	5,899																																																				
消防団の数	市町の数	消防団員数																																																					
62	29市12町	42,711人																																																					

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																
	<p>点検基準に適合している対象物については、防火及び防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立することとする。</p> <p>② 消防法令違反に対する是正指導の推進 市町は、不特定多数の人が出入りする劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等の建物で、消防用設備等の未設置等、防火安全上の消防法令違反に対して是正促進を行うなど、危険な対象物の一掃を図ることとする。</p>	<p>遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、<u>点検基準に適合していることを示す防火及び防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立することとする。</u></p> <p>② 消防法令違反に対する是正指導の推進 市町は、不特定多数の人が出入りする劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等の建物で、<u>消防用設備等の未設置等の防火安全上の消防法令違反に対し、是正指導</u>を行うなど、危険な対象物の一掃を図ることとする。</p>																																																	
43-44	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第2款 消防施設・設備の整備 第2 内容 3 消防施設の整備 (1) 現況 ① 整備水準（平成24年度「消防施設等整備計画実態調査」）</p> <table border="1" data-bbox="302 1008 987 1299"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> <th>現 有</th> <th>充足率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署所数</td> <td>179</td> <td>168</td> <td>93.9</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車（常備）</td> <td>263</td> <td>243</td> <td>92.4</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車（消防団）</td> <td>562</td> <td>555</td> <td>98.8</td> </tr> <tr> <td>動力消防ポンプ（消防団）</td> <td>2,051</td> <td>1,987</td> <td>96.9</td> </tr> <tr> <td>消防水利</td> <td>57,319</td> <td>48,067</td> <td>83.9</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準	現 有	充足率(%)	消防署所数	179	168	93.9	ポンプ自動車（常備）	263	243	92.4	ポンプ自動車（消防団）	562	555	98.8	動力消防ポンプ（消防団）	2,051	1,987	96.9	消防水利	57,319	48,067	83.9	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第2款 消防施設・設備の整備 第2 内容 3 消防施設の整備 (1) 現況 ① 整備水準（平成27年度「消防施設等整備計画実態調査」）</p> <table border="1" data-bbox="1128 1008 1814 1299"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> <th>現 有</th> <th>充足率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署所数</td> <td>181</td> <td>170</td> <td>93.9</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車（常備）</td> <td>263</td> <td>237</td> <td>90.1</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車（消防団）</td> <td>534</td> <td>527</td> <td>98.7</td> </tr> <tr> <td>動力消防ポンプ（消防団）</td> <td>2,044</td> <td>1,942</td> <td>95.0</td> </tr> <tr> <td>消防水利</td> <td>55,497</td> <td>47,804</td> <td>86.1</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準	現 有	充足率(%)	消防署所数	181	170	93.9	ポンプ自動車（常備）	263	237	90.1	ポンプ自動車（消防団）	534	527	98.7	動力消防ポンプ（消防団）	2,044	1,942	95.0	消防水利	55,497	47,804	86.1	所管課からの意見に基づく修正
項 目	基 準	現 有	充足率(%)																																																
消防署所数	179	168	93.9																																																
ポンプ自動車（常備）	263	243	92.4																																																
ポンプ自動車（消防団）	562	555	98.8																																																
動力消防ポンプ（消防団）	2,051	1,987	96.9																																																
消防水利	57,319	48,067	83.9																																																
項 目	基 準	現 有	充足率(%)																																																
消防署所数	181	170	93.9																																																
ポンプ自動車（常備）	263	237	90.1																																																
ポンプ自動車（消防団）	534	527	98.7																																																
動力消防ポンプ（消防団）	2,044	1,942	95.0																																																
消防水利	55,497	47,804	86.1																																																

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																																																																																																																												
	<p>② 消防職員・団員の数等（平成26年4月1日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>消防署数</td> <td style="text-align: center;">56</td> <td>消防団数</td> <td style="text-align: center;">62</td> </tr> <tr> <td>出張所数</td> <td style="text-align: center;">113</td> <td>分 団 数</td> <td style="text-align: center;">1,255</td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td style="text-align: center;">5,793</td> <td>消防団員数</td> <td style="text-align: center;">43,647</td> </tr> </table> <p>③ 消防ポンプ自動車等の保有数（平成26年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td style="text-align: center;">164</td> <td style="text-align: center;">514</td> <td>手引動力ポンプ</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td style="text-align: center;">97</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td>大型高所放水車</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>泡原液搬送車</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>救急自動車</td> <td style="text-align: center;">219</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>救助工作車</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;">1,509</td> <td>消防艇</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td style="text-align: center;">97</td> <td style="text-align: center;">401</td> <td>ヘリコプター</td> <td style="text-align: center;">3(※)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 消火水利の概要（平成26年4月1日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>消火栓</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">111,423</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防火水槽</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">17,757</td> <td>100m³以上</td> <td style="text-align: center;">974</td> </tr> <tr> <td>60～100 m³</td> <td style="text-align: center;">1,204</td> </tr> <tr> <td>40～ 60 m³</td> <td style="text-align: center;">13,186</td> </tr> <tr> <td>20～ 40 m³</td> <td style="text-align: center;">2,393</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">552</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">1,035</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">879</td> </tr> </table>	消防署数	56	消防団数	62	出張所数	113	分 団 数	1,255	消防職員数	5,793	消防団員数	43,647	種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	164	514	手引動力ポンプ	2	20	水槽付消防ポンプ自動車	97	19	大型高所放水車	4	—	はしご付消防自動車	53	—	泡原液搬送車	4	—	屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	219	—	化学消防自動車	48	—	救助工作車	50	—	小型動力ポンプ付積載車	26	1,509	消防艇	3	—	小型動力ポンプ	97	401	ヘリコプター	3(※)	—	消火栓	111,423			防火水槽	17,757	100m ³ 以上	974	60～100 m ³	1,204	40～ 60 m ³	13,186	20～ 40 m ³	2,393	井 戸	552			プール	1,035			その他	879			<p>② 消防職員・団員の数等（平成28年4月1日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>消防署数</td> <td style="text-align: center;">56</td> <td>消防団数</td> <td style="text-align: center;">62</td> </tr> <tr> <td>出張所数</td> <td style="text-align: center;">114</td> <td>分 団 数</td> <td style="text-align: center;">1,223</td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td style="text-align: center;">5,899</td> <td>消防団員数</td> <td style="text-align: center;">42,711</td> </tr> </table> <p>③ 消防ポンプ自動車等の保有数（平成28年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td style="text-align: center;">165</td> <td style="text-align: center;">493</td> <td>手引動力ポンプ</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td style="text-align: center;">97</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td>大型高所放水車</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td style="text-align: center;">52</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>泡原液搬送車</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>救急自動車</td> <td style="text-align: center;">224</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>救助工作車</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">1,518</td> <td>消防艇</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td style="text-align: center;">112</td> <td style="text-align: center;">334</td> <td>ヘリコプター</td> <td style="text-align: center;">3(※)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 消火水利の概要（平成28年4月1日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>消火栓</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">113,659</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防火水槽</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">18,034</td> <td>100m³以上</td> <td style="text-align: center;">999</td> </tr> <tr> <td>60～100 m³</td> <td style="text-align: center;">1,222</td> </tr> <tr> <td>40～ 60 m³</td> <td style="text-align: center;">13,439</td> </tr> <tr> <td>20～ 40 m³</td> <td style="text-align: center;">2,374</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">519</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">1,032</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">949</td> </tr> </table>	消防署数	56	消防団数	62	出張所数	114	分 団 数	1,223	消防職員数	5,899	消防団員数	42,711	種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	165	493	手引動力ポンプ	4	40	水槽付消防ポンプ自動車	97	33	大型高所放水車	3	—	はしご付消防自動車	52	—	泡原液搬送車	4	—	屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	224	—	化学消防自動車	45	—	救助工作車	51	—	小型動力ポンプ付積載車	17	1,518	消防艇	3	—	小型動力ポンプ	112	334	ヘリコプター	3(※)	—	消火栓	113,659			防火水槽	18,034	100m ³ 以上	999	60～100 m ³	1,222	40～ 60 m ³	13,439	20～ 40 m ³	2,374	井 戸	519			プール	1,032			その他	949			
消防署数	56	消防団数	62																																																																																																																																																																												
出張所数	113	分 団 数	1,255																																																																																																																																																																												
消防職員数	5,793	消防団員数	43,647																																																																																																																																																																												
種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団																																																																																																																																																																										
普通消防ポンプ自動車	164	514	手引動力ポンプ	2	20																																																																																																																																																																										
水槽付消防ポンプ自動車	97	19	大型高所放水車	4	—																																																																																																																																																																										
はしご付消防自動車	53	—	泡原液搬送車	4	—																																																																																																																																																																										
屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	219	—																																																																																																																																																																										
化学消防自動車	48	—	救助工作車	50	—																																																																																																																																																																										
小型動力ポンプ付積載車	26	1,509	消防艇	3	—																																																																																																																																																																										
小型動力ポンプ	97	401	ヘリコプター	3(※)	—																																																																																																																																																																										
消火栓	111,423																																																																																																																																																																														
防火水槽	17,757	100m ³ 以上	974																																																																																																																																																																												
		60～100 m ³	1,204																																																																																																																																																																												
		40～ 60 m ³	13,186																																																																																																																																																																												
		20～ 40 m ³	2,393																																																																																																																																																																												
井 戸	552																																																																																																																																																																														
プール	1,035																																																																																																																																																																														
その他	879																																																																																																																																																																														
消防署数	56	消防団数	62																																																																																																																																																																												
出張所数	114	分 団 数	1,223																																																																																																																																																																												
消防職員数	5,899	消防団員数	42,711																																																																																																																																																																												
種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団																																																																																																																																																																										
普通消防ポンプ自動車	165	493	手引動力ポンプ	4	40																																																																																																																																																																										
水槽付消防ポンプ自動車	97	33	大型高所放水車	3	—																																																																																																																																																																										
はしご付消防自動車	52	—	泡原液搬送車	4	—																																																																																																																																																																										
屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	224	—																																																																																																																																																																										
化学消防自動車	45	—	救助工作車	51	—																																																																																																																																																																										
小型動力ポンプ付積載車	17	1,518	消防艇	3	—																																																																																																																																																																										
小型動力ポンプ	112	334	ヘリコプター	3(※)	—																																																																																																																																																																										
消火栓	113,659																																																																																																																																																																														
防火水槽	18,034	100m ³ 以上	999																																																																																																																																																																												
		60～100 m ³	1,222																																																																																																																																																																												
		40～ 60 m ³	13,439																																																																																																																																																																												
		20～ 40 m ³	2,374																																																																																																																																																																												
井 戸	519																																																																																																																																																																														
プール	1,032																																																																																																																																																																														
その他	949																																																																																																																																																																														

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
52	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第9節 災害救急医療システムの整備 第2 内容 1 災害救急医療情報システムの整備 (2) 災害医療情報ネットワークの形成 県は、災害救急医療情報指令センターをキーステーションに、IP電話(インターネットの通信手段を利用した電話)回線や衛星通信等、複数の通信手段を採用した情報通信ネットワークを整備するとともに、災害救急医療情報システム等を活用し、一次及び二次救急医療機関、災害拠点病院を含めた情報ネットワークを形成することとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第9節 災害救急医療システムの整備 第2 内容 1 災害救急医療情報システムの整備 (2) 災害医療情報ネットワークの形成 県は、災害救急医療情報指令センターをキーステーションに、IP電話(インターネットの通信手段を利用した電話)回線や衛星通信等、複数の通信手段を採用した情報通信ネットワークを整備するとともに、災害救急医療情報システム等を活用し、一次及び二次救急医療機関、災害拠点病院を含めた情報ネットワークを形成することとする。<u>また、災害医療情報ネットワークの冗長化にも努めることとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に基づく修正</p>
59-61	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第2 内容 (新規) (新規) 1 避難所の定義</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第2 内容 1 <u>避難対策の充実</u> 市町は、避難に関する体制整備にあたっては、<u>水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、災害が重複して発生しうることを考慮するよう努めることとする。</u> 2 <u>災害時における避難(→第3編第3章第4節「避難対策の実施」の項を参照)</u> 3 避難所の定義</p>	<p>防災基本計画の修正に基づく修正</p>

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>(略)</p> <p>2 避難所等の指定</p> <p>市町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図ることとする。</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を津波等の災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。</p> <p>指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件） ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件） ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件） 	<p>(略)</p> <p>4 避難所等の指定</p> <p>市町は、都市公園・都市農地、公民館・学校等の公共的施設や民間の施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定することとする。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図ることとする。</p> <p>県、市町は、<u>図記号を使用した標識の見方に関する周知に努めることとする。</u></p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>① 指定基準</p> <p>指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を津波等の災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。</p> <p>指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件） ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件） ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、津波等については、その 	

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>(2) 指定避難所</p> <p>④ 留意事項</p> <p>・市町は、<u>避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に周知徹底を図ることとする。</u></p> <p>・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市町（防災担当部局）は十分協議し、「学校における避難所運營業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努めることとする。</p> <p>・市町は、あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定するよう努めることとする。</p>	<p>水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件）</p> <p>② 広域一次避難への配慮</p> <p>市町は災害の想定等により必要に応じて、<u>近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする。</u></p> <p>③ 留意事項</p> <p>市町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、<u>災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めることとする。</u></p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>④ 留意事項 (削除)</p> <p>・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市町（防災担当部局）は十分協議し、「学校における避難所運營業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努めることとする。</p> <p>・市町は、あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定することとする。</p> <p>・市町は、<u>指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めることとする。</u></p>	

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p><u>3</u> 市町の避難所管理運営体制の整備 (略)</p> <p><u>4</u> 施設、設備の整備 (略)</p> <p><u>5</u> 避難所運営組織の育成 (略)</p> <p><u>6</u> 避難所開設・運営訓練 (略)</p> <p><u>7</u> 避難所管理運営マニュアルの作成 (略)</p> <p><u>8</u> 避難勧告等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成 (略)</p> <p><u>9</u> 市町地域防災計画で定めるべき事項 (略)</p>	<p><u>5</u> 市町の避難所管理運営体制の整備 (略)</p> <p><u>6</u> 施設、設備の整備 (略)</p> <p><u>7</u> 避難所運営組織の育成 (略)</p> <p><u>8</u> 避難所開設・運営訓練 (略)</p> <p><u>9</u> 避難所管理運営マニュアルの作成 (略)</p> <p><u>10</u> 避難勧告等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成 (略)</p> <p><u>11</u> 市町地域防災計画で定めるべき事項 (略)</p>	
64	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第13節 備蓄体制等の整備 第2 内容 3 生活必需物資 (1) 備蓄、調達 ④ 方法 <u>エ 近畿経済産業局は、生活必需品、復興資機材の調達に関する情報収集及び伝達を行うこととする。</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第13節 備蓄体制等の整備 第2 内容 3 生活必需物資 (1) 備蓄、調達 ④ 方法 (削除)</p>	関係機関からの意見に基づく修正
71	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第15節 災害時要援護者支援対策の充実 第2 内容</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第15節 災害時要援護者支援対策の充実 第2 内容</p>	防災基本計画の修正等に基づく修正

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>1 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(2) 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備 市町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な災害時要援護者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したのものとなるよう、定期的に更新することとする。</p> <p>なお、災害対策基本法による義務づけ前から「災害時要援護者名簿」等の名称で何らかの名簿を作成している市町については、当該名簿の内容が法に定める「避難行動要支援者名簿」の内容を包含もしくは実質的に相当している場合には、改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はない。</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の共有 市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた機関・団体等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。</p> <p>(4) 地域における避難支援体制の整備 市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに</p>	<p>1 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(2) 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備 市町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な災害時要援護者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したのものとなるよう、定期的に更新することとする<u>とともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>なお、災害対策基本法による義務づけ前から「災害時要援護者名簿」等の名称で何らかの名簿を作成している市町については、当該名簿の内容が法に定める「避難行動要支援者名簿」の内容を包含もしくは実質的に相当している場合には、改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はない。</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の共有 市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた機関・団体等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、<u>又は災害対策基本法に規定する特別の定めを設ける条例の制定等法制上の措置その他の必要な措置を講じることにより、</u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。</p> <p>(4) 地域における避難支援体制の整備 市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに</p>	

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。</p> <p>(5) 訓練・研修の実施 市町は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努めることとする。</p>	<p>支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。</p> <p><u>自主防災組織、自治会等の民間団体（以下、「自主防災組織等」という。）は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り組むこととする。</u></p> <p>(5) 訓練・研修の実施 市町は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努めることとする。</p> <p><u>自主防災組織等は、上記(4)で策定した計画に基づく防災訓練等に取り組むこととする。</u></p>	
74	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (3) ボランティア活動の支援拠点の整備 県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</p> <p>なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (3) ボランティア活動の支援拠点の整備 県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</p> <p>なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p>	所管課からの意見に基づく修正

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>(ひょうごボランティアプラザ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開 設 平成 14 年 6 月 1 日 ・場 所 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 6 階 ・事業内容 交流・ネットワークの支援、情報の提供・相談、活動資金支援、人材育成、調査研究 	<p>(ひょうごボランティアプラザ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開 設 平成 14 年 6 月 1 日 ・場 所 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 6 階 ・事業内容 交流・ネットワークの支援、情報の提供・相談、活動資金支援、人材育成、調査研究、<u>災害ボランティアの支援</u> 	
76-77	<p>第 2 編 災害予防計画 第 2 章 災害応急対策への備えの充実 第 17 節 水防対策等の充実 第 2 内容 1 浸水想定区域 (1) 浸水想定区域の指定・公表等 ① 洪水浸水想定区域 国土交通大臣または知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に係る河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町に通知する。</p> <p>(2) 浸水想定区域における避難確保措置 市町は、洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報（以</p>	<p>第 2 編 災害予防計画 第 2 章 災害応急対策への備えの充実 第 17 節 水防対策等の充実 第 2 内容 1 浸水想定区域 (1) 浸水想定区域の指定・公表等 ① 洪水浸水想定区域 国土交通大臣または知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に係る河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町に通知する。<u>また、知事は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、関係市町へ浸水想定情報を提供しよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 浸水想定区域における避難確保措置 市町は、洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び特別警戒水</p>	<p>防災基本計画の修正等に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>下、「洪水予報等」という。)の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定めることとする。</p> <p>また、<u>洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下、「洪水時等」という。)に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設(主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等(大規模な工場及びその他市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めることとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町は、市町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めることとする。</u></p> <p>浸水想定区域が指定されたその区域の市町は、市町地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を住民へ周知することとする。</p> <p>(4) 住民への周知</p> <p>市町は、浸水想定区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、住民への周知を図るため、公表・配布することとする。</p>	<p>位到達情報(以下、「洪水予報等」という。)の伝達方法、避難場所・避難経路等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定めることとする。</p> <p>また、<u>市町は、浸水想定区域内に以下の施設がある場合は、市町地域防災計画にこれらの名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めることとする。</u></p> <p>○ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下、「洪水時等」という。)に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの</p> <p>○ 要配慮者利用施設(主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの</p> <p>○ 大規模工場等(大規模な工場及びその他市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの</p> <p>浸水想定区域をその区域に含む市町は、市町地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を住民へ周知することとする。</p> <p>(4) 住民への周知</p> <p>市町は、浸水想定区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、住民への周知を図るため、公表・配布することとする。<u>なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</u></p> <p>また、県及び市町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合</p>	

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
		<p><u>い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害リスクの分かりやすい提供に努めるものとする。</u></p>	
80	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 土砂災害対策の充実 第2 内容 5 その他の対策 (1) 土砂災害のおそれのある場所情報の提供 ① 土砂災害警戒区域等の周知 市町は、ハザードマップを作成・配布することとする。また、土砂災害警戒区域に関する印刷物を配布する場合は、山地災害危険地区にかかる危険地情報等に関する事項についても記載することとする。 県は、県ホームページ等により土砂災害警戒区域等の周知に努める。 ② 土砂災害警戒区域の総点検 県は、26年8月豪雨による丹波市及び広島市の土砂災害を契機に、<u>全県の土砂災害警戒区域（未指定の危険箇所を含む）の総点検を、26年度から28年度の3年間で実施する。さらに、危険箇所以外で、26年8月豪雨災害が発生した箇所などについて土砂災害警戒区域の新規指定について検討する。</u> また、<u>県は、防災担当者、防災ボランティア（防災エキスパート、砂防ボランティア、山地災害情報協力員）と地域の住民との合同巡視・点検を可能な限り実施することとする。</u> ③ 山地災害危険地区の点検 県は、26年8月豪雨による丹波市及び広島市の土砂災害を契機に、<u>山地災害危険地区（未指定の危険地区を含む）の総点検を、</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 土砂災害対策の充実 第2 内容 5 その他の対策 (1) 土砂災害のおそれのある場所情報の提供 ① 土砂災害警戒区域等の周知 市町は、ハザードマップを作成・配布することとする。また、土砂災害警戒区域等に関する印刷物を配布する場合は、山地災害危険地区にかかる危険地情報等に関する事項についても記載することとする。 県は、県ホームページ等により土砂災害警戒区域等の周知に努める。 ② 山地災害危険地区の点検 県は、26年8月豪雨による丹波市及び広島市の土砂災害を契機に、<u>山地災害危険地区（未指定の危険地区を含む）の総点検を、26年度から29年度の4年間で実施することとし、点検結果を市町へ連絡するとともに、県ホームページに反映させることとする。</u></p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>26 年度から 28 年度の 3 年間で実施することとし、点検結果を市町へ連絡するとともに、県ホームページに反映させることとする。</p>		
87	<p>第 2 編 災害予防計画 第 3 章 県民参加による地域防災力の向上 第 1 節 防災に関する学習等の充実 第 2 内容 4 防災力強化県民運動の展開 県は、県民の防災意識の向上を図り、地域の防災力を高めるため、防災に関する実践活動と呼びかけ、県民、学校、企業などの様々な主体が行動する防災力強化県民運動を展開することとする。 6 一般県民に対する防災実践活動の促進 県は、ひょうご安全の日推進県民会議と連携し、地域や家庭における実践活動を促進するため、県民グループ等（自主防災組織、自治会、婦人会、学校等）からの依頼に応じて、ひょうご防災特別推進員を派遣し、講義等を実施することとする。<u>また、防災士会等とも連携し、自主防災組織の活性化に取り組む組織からの依頼に応じて、ワークショップや避難訓練の企画・運営に関する助言・指導を行う。</u> 7 ひょうご防災リーダー講座の開設 (3) 開催場所 県広域防災センター（三木総合防災公園内） 8 学校における防災教育 (1) 教育委員会の取り組み ② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。</p>	<p>第 2 編 災害予防計画 第 3 章 県民参加による地域防災力の向上 第 1 節 防災に関する学習等の充実 第 2 内容 4 防災力強化県民運動の展開 県は、県民の防災意識の向上を図り、地域の防災力を高めるため、「<u>新ひょうご防災アクション</u>」を活用して防災に関する実践活動と呼びかけ、県民、学校、企業などの様々な主体が行動する防災力強化県民運動を展開することとする。 6 一般県民に対する防災実践活動の促進 県は、ひょうご安全の日推進県民会議と連携し、地域や家庭における実践活動を促進するため、県民グループ等（自主防災組織、自治会、婦人会、学校等）からの依頼に応じて、ひょうご防災特別推進員を派遣し、講義等を実施することとする。 7 ひょうご防災リーダー講座の開設 (3) 開催場所 県広域防災センター（三木総合防災公園内）等 8 学校における防災教育 (1) 教育委員会の取り組み ② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>ウ 震災・学校支援チーム (EARTH) の運営 ・防災教育推進指導員養成講座「上級編」修了者等により編成 (上限 150 名) (略)</p>	<p>ウ 震災・学校支援チーム (EARTH) の運営 ・防災教育推進指導員養成講座「上級編」修了者等により編成 (170 名程度) (略)</p>	
97-98	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第1節 治山・治水地策の総合的推進 第2 内容 1 頻発する風水害に備える総合的な治水対策 (1) 総合治水の推進 (地域総合治水推進計画 (県下 11 地域)) [河川対策「ながす」] 緊急的に実施している再度災害防止対策をはじめ、災害を未然に防止するための河川改修やダムの整備等、水系毎の特性に応じた河川対策を計画的に推進する。(略) (2) ため池等の水害対策の推進 (ため池整備 5 箇年計画) 漏水の発生や堤体の侵食等、老朽化が見られるため池や、治水上不安定な井堰・樋門等の農業用河川工作物の整備を推進する。 ・受益面積 0.5ha 以上のため池 (約 9,300 箇所) を対象に定期点検 (漏水等の調査) を実施 ・定期点検の結果を踏まえ、「要改修」と判定されるため池について、堤防の直下流に人家や学校、病院、避難所等が存在するため池のうち、漏水が多く決壊の危険性が高いものから計画的に整備を実施</p> <p>2 山の管理の徹底・土砂災害対策 (1) 土砂災害対策の推進 (第 2 次山地防災・土砂災害対策 5 箇年</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第1節 治山・治水地策の総合的推進 第2 内容 1 頻発する風水害に備える総合的な治水対策 (1) 総合治水の推進 (地域総合治水推進計画 (県下 11 地域)) [河川対策「ながす」] 緊急的に実施している再度災害防止対策をはじめ、災害を未然に防止するための河川改修や既存ダムの有効活用等、水系毎の特性に応じた河川対策を計画的に推進する。(略) (2) ため池等の水害対策の推進 (ため池整備 5 箇年計画) 漏水の発生や堤体の侵食等、老朽化が見られるため池や、治水上不安定な井堰・樋門等の農業用河川工作物の整備を推進する。 ・受益面積 0.5ha 以上のため池 (約 8,100 箇所) を対象に定期点検 (漏水等の調査) を実施 ・定期点検の結果を踏まえ、「要改修」と判定されるため池について、堤防の直下流に人家や学校、病院、避難所等が存在するため池のうち、漏水が多く決壊の危険性が高いものから計画的に整備を実施</p> <p>2 山の管理の徹底・土砂災害対策 (1) 土砂災害対策の推進 (第 2 次山地防災・土砂災害対策 5 箇年</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																																
	<p>計画) [人家等保全対策] 保全対象の人家が多い未対策箇所(概ね10戸以上)のうち、災害発生時に影響が大きい谷出口周辺等に人家がある箇所など緊急性が高い箇所等で、砂防えん堤等の整備を推進する。(略) [災害対応] 平成26年8月豪雨災害で甚大な被害を受けた丹波市等で被災箇所の二次被害防止対策を推進する。 ・64箇所(治山事業36箇所、砂防事業28箇所)を5年間で整備</p> <p>3 自然災害に備える(ソフト対策) ○災害危険情報等の情報発信</p> <table border="1" data-bbox="286 815 972 1118"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>情報の種別</th> <th>対象</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">河川</td> <td>防災 CDV-Dマップ(地域の風水害対策情報)</td> <td rowspan="5">県民</td> <td>災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を契約し即で提供</td> </tr> <tr> <td>水位・雨量</td> <td>即やテレビで放送で提供</td> </tr> <tr> <td>河川水位観測(現地)</td> <td>夜間も観測可能な水位観測を70河川95箇所に設置</td> </tr> <tr> <td>河川監視カメラ画像</td> <td>全134箇所の画像を即で提供</td> </tr> <tr> <td>洪水予報(洪水注意報・警報)</td> <td>主要3水系(丹川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じて周知と即で提供</td> </tr> <tr> <td>氾濫予報(河川の区間単位)</td> <td>市町</td> <td>県下全685河川で運用開始</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山</td> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>県民</td> <td>テレビのチャックや携帯メール等で提供</td> </tr> <tr> <td>地域別土砂災害危険度</td> <td>県民</td> <td>HP、携帯サイト、タブレットで提供</td> </tr> <tr> <td>箇所別土砂災害危険度</td> <td>市町</td> <td>赤六甲山系等で情報提供中 拡大エリア拡大</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海</td> <td>潮流等観測情報</td> <td>県民</td> <td>潮流、潮流観測の情報等を即で提供</td> </tr> <tr> <td>港内カメラ画像</td> <td>県民</td> <td>福良港、尾崎宮宮内港の画像を即で提供</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>道路カメラによる冠水情報</td> <td>県民</td> <td>アダージ部の冠水情報を現地・HPで提供</td> </tr> </tbody> </table>	区分	情報の種別	対象	内 容	河川	防災 CDV-Dマップ(地域の風水害対策情報)	県民	災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を契約し即で提供	水位・雨量	即やテレビで放送で提供	河川水位観測(現地)	夜間も観測可能な水位観測を70河川95箇所に設置	河川監視カメラ画像	全134箇所の画像を即で提供	洪水予報(洪水注意報・警報)	主要3水系(丹川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じて周知と即で提供	氾濫予報(河川の区間単位)	市町	県下全685河川で運用開始	山	土砂災害警戒情報	県民	テレビのチャックや携帯メール等で提供	地域別土砂災害危険度	県民	HP、携帯サイト、タブレットで提供	箇所別土砂災害危険度	市町	赤六甲山系等で情報提供中 拡大エリア拡大	海	潮流等観測情報	県民	潮流、潮流観測の情報等を即で提供	港内カメラ画像	県民	福良港、尾崎宮宮内港の画像を即で提供	道	道路カメラによる冠水情報	県民	アダージ部の冠水情報を現地・HPで提供	<p>計画) [人家等保全対策] 保全対象の人家が多い未対策箇所(概ね5戸以上)のうち、災害発生時に影響が大きい谷出口周辺等に人家がある箇所など緊急性が高い箇所等で、砂防えん堤等の整備を推進する。(略) [災害対応] 平成26年8月豪雨災害で甚大な被害を受けた丹波市等で被災箇所の二次被害防止対策を推進する。 ・64箇所(治山事業36箇所、砂防事業28箇所)を計画期間内に整備</p> <p>3 自然災害に備える(ソフト対策) ○災害危険情報等の情報発信</p> <table border="1" data-bbox="1099 815 1845 1118"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>情報の種別</th> <th>対象</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">河川</td> <td>防災 CDV-Dマップ(地域の風水害対策情報)</td> <td rowspan="5">県民</td> <td>災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を契約し即で提供</td> </tr> <tr> <td>水位・雨量</td> <td>即やテレビで放送で提供</td> </tr> <tr> <td>河川水位観測(現地)</td> <td>夜間も観測可能な水位観測を70河川95箇所に設置</td> </tr> <tr> <td>河川監視カメラ画像</td> <td>全134箇所の画像を即で提供</td> </tr> <tr> <td>洪水予報(洪水注意報・警報)</td> <td>主要3水系(丹川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じて周知と即で提供</td> </tr> <tr> <td>氾濫予報(河川の区間単位)</td> <td>市町</td> <td>県下全685河川で運用中</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山</td> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>県民</td> <td>テレビのチャックや携帯メール等で提供</td> </tr> <tr> <td>地域別土砂災害危険度</td> <td>県民</td> <td>HP、携帯サイト、タブレットで提供</td> </tr> <tr> <td>箇所別土砂災害危険度</td> <td>市町</td> <td>赤六甲山系等で情報提供中 拡大エリア拡大</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海</td> <td>潮流等観測情報</td> <td>県民</td> <td>潮流、潮流観測の情報等を即で提供</td> </tr> <tr> <td>港内カメラ画像</td> <td>県民</td> <td>福良港、尾崎宮宮内港の画像を即で提供</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>道路カメラによる冠水情報</td> <td>県民</td> <td>アダージ部の冠水情報を現地・HPで提供</td> </tr> </tbody> </table>	区分	情報の種別	対象	内 容	河川	防災 CDV-Dマップ(地域の風水害対策情報)	県民	災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を契約し即で提供	水位・雨量	即やテレビで放送で提供	河川水位観測(現地)	夜間も観測可能な水位観測を70河川95箇所に設置	河川監視カメラ画像	全134箇所の画像を即で提供	洪水予報(洪水注意報・警報)	主要3水系(丹川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じて周知と即で提供	氾濫予報(河川の区間単位)	市町	県下全685河川で運用中	山	土砂災害警戒情報	県民	テレビのチャックや携帯メール等で提供	地域別土砂災害危険度	県民	HP、携帯サイト、タブレットで提供	箇所別土砂災害危険度	市町	赤六甲山系等で情報提供中 拡大エリア拡大	海	潮流等観測情報	県民	潮流、潮流観測の情報等を即で提供	港内カメラ画像	県民	福良港、尾崎宮宮内港の画像を即で提供	道	道路カメラによる冠水情報	県民	アダージ部の冠水情報を現地・HPで提供	
区分	情報の種別	対象	内 容																																																																																
河川	防災 CDV-Dマップ(地域の風水害対策情報)	県民	災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を契約し即で提供																																																																																
	水位・雨量		即やテレビで放送で提供																																																																																
	河川水位観測(現地)		夜間も観測可能な水位観測を70河川95箇所に設置																																																																																
	河川監視カメラ画像		全134箇所の画像を即で提供																																																																																
	洪水予報(洪水注意報・警報)		主要3水系(丹川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じて周知と即で提供																																																																																
氾濫予報(河川の区間単位)	市町	県下全685河川で運用開始																																																																																	
山	土砂災害警戒情報	県民	テレビのチャックや携帯メール等で提供																																																																																
	地域別土砂災害危険度	県民	HP、携帯サイト、タブレットで提供																																																																																
	箇所別土砂災害危険度	市町	赤六甲山系等で情報提供中 拡大エリア拡大																																																																																
海	潮流等観測情報	県民	潮流、潮流観測の情報等を即で提供																																																																																
	港内カメラ画像	県民	福良港、尾崎宮宮内港の画像を即で提供																																																																																
道	道路カメラによる冠水情報	県民	アダージ部の冠水情報を現地・HPで提供																																																																																
区分	情報の種別	対象	内 容																																																																																
河川	防災 CDV-Dマップ(地域の風水害対策情報)	県民	災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を契約し即で提供																																																																																
	水位・雨量		即やテレビで放送で提供																																																																																
	河川水位観測(現地)		夜間も観測可能な水位観測を70河川95箇所に設置																																																																																
	河川監視カメラ画像		全134箇所の画像を即で提供																																																																																
	洪水予報(洪水注意報・警報)		主要3水系(丹川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じて周知と即で提供																																																																																
氾濫予報(河川の区間単位)	市町	県下全685河川で運用中																																																																																	
山	土砂災害警戒情報	県民	テレビのチャックや携帯メール等で提供																																																																																
	地域別土砂災害危険度	県民	HP、携帯サイト、タブレットで提供																																																																																
	箇所別土砂災害危険度	市町	赤六甲山系等で情報提供中 拡大エリア拡大																																																																																
海	潮流等観測情報	県民	潮流、潮流観測の情報等を即で提供																																																																																
	港内カメラ画像	県民	福良港、尾崎宮宮内港の画像を即で提供																																																																																
道	道路カメラによる冠水情報	県民	アダージ部の冠水情報を現地・HPで提供																																																																																
100	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第1款 河川施設の整備 第2 内容 1 事業計画 (1) 県(県土整備部)所管事業分</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第1款 河川施設の整備 第2 内容 1 事業計画 (1) 県(県土整備部)所管事業分</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>																																																																																

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																														
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域河川改修事業</td> <td>13河川</td> </tr> <tr> <td>地震・高潮対策河川事業</td> <td>6河川</td> </tr> <tr> <td>調節池整備事業</td> <td>1河川</td> </tr> <tr> <td>住宅市街地基盤整備事業</td> <td>5河川</td> </tr> <tr> <td>床上浸水対策特別緊急事業</td> <td>1河川</td> </tr> <tr> <td>河川災害関連事業</td> <td>3河川</td> </tr> <tr> <td>河川総合開発事業</td> <td>引取ダム(E,N,I,P)、生野ダム(E,N,W,D)、論鶴羽ダム(E,N)、 菅生ダム(E,N)、天王ダム(E)、安富ダム(E,N)、青野ダム(E,N,W)、 安室ダム(E,N,W)、長谷ダム(E,N)、三宝ダム(E,N,W)、大日ダム(E,N)、 牛内ダム(E,N,W)、大路ダム(E,N,W)、成相ダム(E,N,W)、 北富士ダム(E,N,W)、但東ダム(E,N,W)、石井ダム(E,N)、 みくまりダム(E,N,W)、与布土ダム(E,N,W)、栗柄ダム(E,N,W)、 金山地ダム(E,N)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※F:洪水調節 N:不特定用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電 R:レクリエーション</p>	事業名	事業内容	広域河川改修事業	13河川	地震・高潮対策河川事業	6河川	調節池整備事業	1河川	住宅市街地基盤整備事業	5河川	床上浸水対策特別緊急事業	1河川	河川災害関連事業	3河川	河川総合開発事業	引取ダム(E,N,I,P)、生野ダム(E,N,W,D)、論鶴羽ダム(E,N)、 菅生ダム(E,N)、天王ダム(E)、安富ダム(E,N)、青野ダム(E,N,W)、 安室ダム(E,N,W)、長谷ダム(E,N)、三宝ダム(E,N,W)、大日ダム(E,N)、 牛内ダム(E,N,W)、大路ダム(E,N,W)、成相ダム(E,N,W)、 北富士ダム(E,N,W)、但東ダム(E,N,W)、石井ダム(E,N)、 みくまりダム(E,N,W)、与布土ダム(E,N,W)、栗柄ダム(E,N,W)、 金山地ダム(E,N)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域河川改修事業</td> <td>12河川</td> </tr> <tr> <td>地震・高潮対策河川事業</td> <td>7河川</td> </tr> <tr> <td>調節池整備事業</td> <td>3河川</td> </tr> <tr> <td>住宅市街地基盤整備事業</td> <td>5河川</td> </tr> <tr> <td>床上浸水対策特別緊急事業</td> <td>1河川</td> </tr> <tr> <td>河川総合開発事業</td> <td>21ダム</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	広域河川改修事業	12河川	地震・高潮対策河川事業	7河川	調節池整備事業	3河川	住宅市街地基盤整備事業	5河川	床上浸水対策特別緊急事業	1河川	河川総合開発事業	21ダム	
事業名	事業内容																																
広域河川改修事業	13河川																																
地震・高潮対策河川事業	6河川																																
調節池整備事業	1河川																																
住宅市街地基盤整備事業	5河川																																
床上浸水対策特別緊急事業	1河川																																
河川災害関連事業	3河川																																
河川総合開発事業	引取ダム(E,N,I,P)、生野ダム(E,N,W,D)、論鶴羽ダム(E,N)、 菅生ダム(E,N)、天王ダム(E)、安富ダム(E,N)、青野ダム(E,N,W)、 安室ダム(E,N,W)、長谷ダム(E,N)、三宝ダム(E,N,W)、大日ダム(E,N)、 牛内ダム(E,N,W)、大路ダム(E,N,W)、成相ダム(E,N,W)、 北富士ダム(E,N,W)、但東ダム(E,N,W)、石井ダム(E,N)、 みくまりダム(E,N,W)、与布土ダム(E,N,W)、栗柄ダム(E,N,W)、 金山地ダム(E,N)																																
事業名	事業内容																																
広域河川改修事業	12河川																																
地震・高潮対策河川事業	7河川																																
調節池整備事業	3河川																																
住宅市街地基盤整備事業	5河川																																
床上浸水対策特別緊急事業	1河川																																
河川総合開発事業	21ダム																																
102.	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第2款 内水の排除対策の推進 第2 内容 1 事業計画 (1) 河川高潮対策事業 県(県土整備部)所管事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震・高潮対策事業</td> <td>排水施設他 計3河川</td> </tr> <tr> <td>広域河川改修事業</td> <td>排水施設他 1河川</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	地震・高潮対策事業	排水施設他 計3河川	広域河川改修事業	排水施設他 1河川	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第2款 内水の排除対策の推進 第2 内容 1 事業計画 (1) 河川高潮対策事業 県(県土整備部)所管事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震・高潮対策事業</td> <td>排水施設他 計2河川</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	地震・高潮対策事業	排水施設他 計2河川	所管課からの意見に基づく修正																				
事業名	事業内容																																
地震・高潮対策事業	排水施設他 計3河川																																
広域河川改修事業	排水施設他 1河川																																
事業名	事業内容																																
地震・高潮対策事業	排水施設他 計2河川																																
103	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第3款 海岸施設の整備 第2 内容 1 事業計画</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第3款 海岸施設の整備 第2 内容 1 事業計画</p>	所管課からの意見に基づく修正																														

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																								
	<p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">28～32</td> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸開等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他） 他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>内田海岸（消波堤他） 他 計2海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td>田之代海岸（養浜他） 他 計2海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸（護岸補強）、 尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強） 他 計10海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等遠隔操作化 他）、 洲本港海岸（護岸（改良）） 他 計3海岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(農村環境室所管分) 侵食対策事業</td> <td>慶野海岸（消堤 他）</td> </tr> <tr> <td>(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（胸壁他） 丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 斐鹿漁港海岸（排水機場他）</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	28～32	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸開等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他） 他 計4海岸	侵食対策事業	内田海岸（消波堤他） 他 計2海岸	海岸環境整備事業	田之代海岸（養浜他） 他 計2海岸	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、 尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強） 他 計10海岸	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等遠隔操作化 他）、 洲本港海岸（護岸（改良）） 他 計3海岸	事業名	事業内容	(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸（消堤 他）	(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（胸壁他） 丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 斐鹿漁港海岸（排水機場他）	<p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">28～32</td> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸開等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他） 他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>内田海岸（消波堤他） 他 計2海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td>田之代海岸（養浜他） 他 計2海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸（護岸補強）、 尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強） 他 計10海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等遠隔操作化 他）、 洲本港海岸（護岸（改良）） 他 計3海岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(農村環境室所管分) 侵食対策事業</td> <td>慶野海岸（消堤 他）</td> </tr> <tr> <td>(漁港課所管分) 高潮対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>沼島漁港海岸（胸壁他） 丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 斐鹿漁港海岸（排水機場他）</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	28～32	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸開等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他） 他 計4海岸	侵食対策事業	内田海岸（消波堤他） 他 計2海岸	海岸環境整備事業	田之代海岸（養浜他） 他 計2海岸	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、 尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強） 他 計10海岸	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等遠隔操作化 他）、 洲本港海岸（護岸（改良）） 他 計3海岸	事業名	事業内容	(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸（消堤 他）	(漁港課所管分) 高潮対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	沼島漁港海岸（胸壁他） 丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 斐鹿漁港海岸（排水機場他）	
年度	事業名	事業内容																																									
28～32	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸開等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他） 他 計4海岸																																									
	侵食対策事業	内田海岸（消波堤他） 他 計2海岸																																									
	海岸環境整備事業	田之代海岸（養浜他） 他 計2海岸																																									
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、 尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強） 他 計10海岸																																									
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等遠隔操作化 他）、 洲本港海岸（護岸（改良）） 他 計3海岸																																									
事業名	事業内容																																										
(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸（消堤 他）																																										
(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（胸壁他） 丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 斐鹿漁港海岸（排水機場他）																																										
年度	事業名	事業内容																																									
28～32	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸開等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他） 他 計4海岸																																									
	侵食対策事業	内田海岸（消波堤他） 他 計2海岸																																									
	海岸環境整備事業	田之代海岸（養浜他） 他 計2海岸																																									
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、 尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強） 他 計10海岸																																									
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等遠隔操作化 他）、 洲本港海岸（護岸（改良）） 他 計3海岸																																									
事業名	事業内容																																										
(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸（消堤 他）																																										
(漁港課所管分) 高潮対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	沼島漁港海岸（胸壁他） 丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 斐鹿漁港海岸（排水機場他）																																										
104	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第4款 港湾の防災施設の整備 第2 内容 1 事業計画 (1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾改修事業</td> <td>赤穂港 千島地区（道路）</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	港湾改修事業	赤穂港 千島地区（道路）	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第4款 港湾の防災施設の整備 第2 内容 1 事業計画 (1) 県（県土整備部）所管事業分整備済施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾改修事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区（道路） 赤穂港 千島地区（道路）</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区（道路） 赤穂港 千島地区（道路）	所管課からの意見に基づく修正																																
事業名	事業内容																																										
港湾改修事業	赤穂港 千島地区（道路）																																										
事業名	事業内容																																										
港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区（道路） 赤穂港 千島地区（道路）																																										

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																												
	<p>(参考) 整備済施設</p> <table border="1" data-bbox="248 264 1041 336"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾改修事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区 (道路)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区 (道路)																										
事業名	事業内容																														
港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区 (道路)																														
105	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第5款 漁港の防災施設の整備 第2 内容 1 県(農政環境部)所管事業分 漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="257 699 1037 908"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">28</td> <td>水産流通基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(2地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港漁場機能高度化事業</td> <td>(1地区)</td> <td rowspan="4">外かく施設、係留施設、輸送施設</td> </tr> <tr> <td>漁港機能保全事業</td> <td>(4地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(4地区)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	28	水産流通基盤整備事業	(1地区)	水産生産基盤整備事業	(2地区)	漁港漁場機能高度化事業	(1地区)	外かく施設、係留施設、輸送施設	漁港機能保全事業	(4地区)	漁港施設機能強化事業	(4地区)	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第5款 漁港の防災施設の整備 第2 内容 1 県(農政環境部)所管事業分 漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1090 699 1870 873"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">29</td> <td>水産流通基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(2地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港機能保全事業</td> <td>(6地区)</td> <td rowspan="3">外かく施設、係留施設、水城施設</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(7地区)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	29	水産流通基盤整備事業	(1地区)	水産生産基盤整備事業	(2地区)	漁港機能保全事業	(6地区)	外かく施設、係留施設、水城施設	漁港施設機能強化事業	(7地区)	所管課からの意見に基づく修正
年度	事業名	事業内容																													
28	水産流通基盤整備事業	(1地区)																													
	水産生産基盤整備事業	(2地区)																													
	漁港漁場機能高度化事業	(1地区)	外かく施設、係留施設、輸送施設																												
	漁港機能保全事業	(4地区)																													
	漁港施設機能強化事業	(4地区)																													
年度	事業名	事業内容																													
29	水産流通基盤整備事業	(1地区)																													
	水産生産基盤整備事業	(2地区)																													
	漁港機能保全事業	(6地区)	外かく施設、係留施設、水城施設																												
	漁港施設機能強化事業	(7地区)																													
	113	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第6款 宅地造成等の規制 第2 内容 2 危険宅地のパトロールと措置 (2) 県、市町は、必要に応じ、<u>県警察本部</u>・消防機関・自衛隊の協力を得て、梅雨及び台風期に備えて、<u>宅地防災パトロール</u>を実施し、関係者に対し防災措置を指示するなど必要な措置を行うこととする。 (新規)</p>		<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第6款 宅地造成等の規制 第2 内容 2 <u>宅地防災パトロール</u>と措置 (2) 県、市町は、<u>造成された宅地</u>について、必要に応じ、<u>警察署</u>・消防機関・自衛隊の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた<u>宅地防災パトロール</u>を実施し、<u>危険な宅地</u>については関係者に対し防災措置を指示するなど必要な措置を行うこととする。 (3) 県は、<u>大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成</u></p>	防災基本計画の修正等に基づく修正																										

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
		<p><u>地マップを公開し、宅地防災パトロールの点検箇所の選定に活用するとともに、マップの周知により県民の防災意識の向上を図る。</u></p>	
117	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第4節 災害に強い森づくりの推進等 第1 趣旨</p> <p>森林の有する公益的機能を維持・<u>保全</u>するため、「新ひょうごの森づくり（第2期対策）」（計画期間：H24～33年度）を第1期対策（H14～23）に引き続き実施し、市町と連携し公的支援により間伐を実施する「森林管理100%作戦」（全体計画：67,800ha）や集落周辺の里山林において地域住民等が自ら行う「里山林の再生」（全体計画：4,000ha）に取り組むとともに、森林の防災面での機能強化を早期・<u>確実に進める「災害に強い森づくり（第3期対策）」</u>（計画期間：H28～34年度）を第1期対策（H18～24）、第2期対策（H23～H29）に引き続き内容を拡充して計画的に推進する。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 緊急防災林整備</p> <p>市町、森林組合等は、スギ・ヒノキ人工林が大半を占める危険渓流域の森林や、急傾斜等で山地災害防止機能の高度発揮が求められる森林で、概ね60年生以下のスギ・ヒノキ林を対象に<u>早期・確実に防災機能向上を図ることを目的として、間伐木を利用した土留工の設置など森林整備を実施することとする。</u></p> <p>また、県は、スギ・ヒノキ人工林が大半を占め、土石流や流木災害が発生する恐れのある危険渓流を対象に、渓流沿いの危険木の除去や災害緩衝林整備、簡易流木止め施設の設置等を実施することとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第4節 災害に強い森づくりの推進等 第1 趣旨</p> <p>森林の有する公益的機能の<u>維持・向上</u>を図るため、「新ひょうごの森づくり（第2期対策）」（計画期間：H24～33年度）を第1期対策（H14～23）に引き続き実施し、市町と連携し公的支援により間伐を実施する「森林管理100%作戦」（全体計画：67,800ha）や集落周辺の里山林において地域住民等が自ら行う「里山林の再生」（全体計画：4,100ha）に取り組むとともに、森林の防災面での機能強化を早期・<u>確実に進める「災害に強い森づくり（第3期対策）」</u>（計画期間：H28～34年度）を第1期対策（H18～24）、第2期対策（H23～H29）に引き続き内容を拡充して計画的に推進する。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 緊急防災林整備</p> <p>市町、森林組合等は、スギ・ヒノキ人工林が大半を占める危険渓流域の森林や、急傾斜等で山地災害防止機能の高度発揮が求められる森林で、概ね60年生以下のスギ・ヒノキ林を対象に間伐木を利用した土留工の設置など森林整備を実施することとする。</p> <p>また、県は、スギ・ヒノキ人工林が大半を占め、土石流や流木災害が発生する恐れのある危険渓流を対象に、渓流沿いの危険木の除去や災害緩衝林整備、簡易流木止め施設の設置等を実施することとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>5 都市山防災林整備</p> <p>市町は、六甲山系において、人命・下流人家等に被害を及ぼす危険性の高い流域において、風化花崗岩や松枯れ跡地の森林を整備することとする。</p>	<p>5 都市山防災林整備</p> <p>市町は、六甲山系の人命・下流人家等に被害を及ぼす危険性の高い流域において、風化花崗岩の松枯れ跡地の森林を整備することとする。</p>	
119	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第1節 防災基盤・施設等の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>2 財政措置</p> <p>本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第1節 防災基盤・施設等の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>2 財政措置</p> <p>本事業には、緊急防災・減災事業債又は防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。</p>	所管課からの意見に基づく修正
122	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第2節 都市の防災構造の強化</p> <p>第2 内容</p> <p>4 都市の再開発の推進</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第2節 都市の防災構造の強化</p> <p>第2 内容</p> <p>4 都市の再整備の推進</p>	所管課からの意見に基づく修正
124 -125	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(4) 阪神高速道路(株)所管事業分</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(4) 阪神高速道路(株)所管事業分</p>	関係機関からの意見に基づく修正

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																																																								
	<table border="1" data-bbox="264 244 992 339"> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> <tr> <td>神戸市道高速道路2号線事業</td> <td>区 間：神戸市長田区南駒染町～(神戸市長田区遊池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)</td> </tr> </table> <p data-bbox="255 419 645 491">4 落橋防止 (4) 阪神高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="253 499 1048 587"> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> <tr> <td>防災・安全対策工</td> <td>当面必要とされる落橋防止対策、耐震補強工事について、平成23年度をもって完了</td> </tr> </table>	事業名	事業内容	神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒染町～(神戸市長田区遊池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)	事業名	事業内容	防災・安全対策工	当面必要とされる落橋防止対策、耐震補強工事について、平成23年度をもって完了	<table border="1" data-bbox="1093 244 1883 339"> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> <tr> <td>神戸市道高速道路2号線事業</td> <td>区 間：神戸市長田区南駒染町～(神戸市長田区遊池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)</td> </tr> <tr> <td>一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部)</td> <td>区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km</td> </tr> </table> <p data-bbox="1084 419 1473 491">4 落橋防止 (4) 阪神高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1081 499 1883 587"> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> <tr> <td>防災・安全対策工</td> <td>耐震補強工事等の順次実施</td> </tr> </table>	事業名	事業内容	神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒染町～(神戸市長田区遊池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)	一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部)	区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km	事業名	事業内容	防災・安全対策工	耐震補強工事等の順次実施																																																																																							
事業名	事業内容																																																																																																										
神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒染町～(神戸市長田区遊池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)																																																																																																										
事業名	事業内容																																																																																																										
防災・安全対策工	当面必要とされる落橋防止対策、耐震補強工事について、平成23年度をもって完了																																																																																																										
事業名	事業内容																																																																																																										
神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒染町～(神戸市長田区遊池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)																																																																																																										
一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部)	区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km																																																																																																										
事業名	事業内容																																																																																																										
防災・安全対策工	耐震補強工事等の順次実施																																																																																																										
128 -129	<p data-bbox="248 675 819 882">第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第3節 交通関係施設の整備 第3款 空港・ヘリポート対策の実施 第2 内容 3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定 ○ ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1" data-bbox="253 978 1048 1034"> <tr> <th>地 域</th> <th>神 戸</th> <th>阪神南</th> <th>阪神北</th> <th>東播磨</th> <th>北播磨</th> <th>中播磨</th> <th>西播磨</th> <th>但 馬</th> <th>丹 波</th> <th>淡 路</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>27</td> <td>14</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>27</td> <td>25</td> <td>38</td> <td>40</td> <td>21</td> <td>26</td> <td>263</td> </tr> </table> <p data-bbox="255 1106 819 1137">4 広域防災拠点におけるヘリポート等の整備</p> <table border="1" data-bbox="293 1153 1021 1377"> <tr> <th>拠点名</th> <th>所在地</th> <th>名 称</th> <th>種 別</th> </tr> <tr> <td>三木総合防災公園</td> <td>三木市志染町御坂</td> <td>三木防災ヘリポート</td> <td>非公共</td> </tr> <tr> <td>西播磨広域防災拠点</td> <td>赤穂郡上郡町光都</td> <td>播磨ヘリポート跡地</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> <tr> <td>但馬広域防災拠点</td> <td>豊岡市岩井</td> <td>但馬空港</td> <td>空港</td> </tr> <tr> <td>淡路広域防災拠点</td> <td>南あわじ市広田広田</td> <td>淡路ふれあい公園芝生広場</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> <tr> <td>丹波広域防災拠点</td> <td>丹波市柏原町柏原</td> <td>丹波の森公園多目的グラウンド</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> <tr> <td>阪神南広域防災拠点</td> <td>西宮市甲子園浜</td> <td>阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> </table>	地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計	箇所数	27	14	25	20	27	25	38	40	21	26	263	拠点名	所在地	名 称	種 別	三木総合防災公園	三木市志染町御坂	三木防災ヘリポート	非公共	西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町光都	播磨ヘリポート跡地	臨時離着陸場	但馬広域防災拠点	豊岡市岩井	但馬空港	空港	淡路広域防災拠点	南あわじ市広田広田	淡路ふれあい公園芝生広場	臨時離着陸場	丹波広域防災拠点	丹波市柏原町柏原	丹波の森公園多目的グラウンド	臨時離着陸場	阪神南広域防災拠点	西宮市甲子園浜	阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート	臨時離着陸場	<p data-bbox="1077 675 1648 882">第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第3節 交通関係施設の整備 第3款 空港・ヘリポート対策の実施 第2 内容 3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定 ○ ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1" data-bbox="1081 978 1899 1034"> <tr> <th>地 域</th> <th>神 戸</th> <th>阪神南</th> <th>阪神北</th> <th>東播磨</th> <th>北播磨</th> <th>中播磨</th> <th>西播磨</th> <th>但 馬</th> <th>丹 波</th> <th>淡 路</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>27</td> <td>15</td> <td>24</td> <td>19</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>37</td> <td>40</td> <td>22</td> <td>26</td> <td>264</td> </tr> </table> <p data-bbox="1084 1106 1648 1137">4 広域防災拠点におけるヘリポート等の整備</p> <table border="1" data-bbox="1104 1153 1865 1377"> <tr> <th>拠点名</th> <th>所在地</th> <th>名 称</th> <th>種 別</th> </tr> <tr> <td>三木総合防災公園</td> <td>三木市志染町御坂</td> <td>三木防災ヘリポート</td> <td>非公共</td> </tr> <tr> <td>西播磨広域防災拠点</td> <td>赤穂郡上郡町光都</td> <td>播磨ヘリポート跡地</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> <tr> <td>但馬広域防災拠点</td> <td>豊岡市岩井</td> <td>コウノトリ但馬空港</td> <td>空港</td> </tr> <tr> <td>淡路広域防災拠点</td> <td>南あわじ市広田広田</td> <td>淡路ふれあい公園芝生広場</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> <tr> <td>丹波広域防災拠点</td> <td>丹波市柏原町柏原</td> <td>丹波の森公園多目的グラウンド</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> <tr> <td>阪神南広域防災拠点</td> <td>西宮市甲子園浜</td> <td>阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> </table>	地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計	箇所数	27	15	24	19	27	27	37	40	22	26	264	拠点名	所在地	名 称	種 別	三木総合防災公園	三木市志染町御坂	三木防災ヘリポート	非公共	西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町光都	播磨ヘリポート跡地	臨時離着陸場	但馬広域防災拠点	豊岡市岩井	コウノトリ但馬空港	空港	淡路広域防災拠点	南あわじ市広田広田	淡路ふれあい公園芝生広場	臨時離着陸場	丹波広域防災拠点	丹波市柏原町柏原	丹波の森公園多目的グラウンド	臨時離着陸場	阪神南広域防災拠点	西宮市甲子園浜	阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート	臨時離着陸場	<p data-bbox="1917 675 2132 754">所管課からの意見に基づく修正</p>
地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計																																																																																																
箇所数	27	14	25	20	27	25	38	40	21	26	263																																																																																																
拠点名	所在地	名 称	種 別																																																																																																								
三木総合防災公園	三木市志染町御坂	三木防災ヘリポート	非公共																																																																																																								
西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町光都	播磨ヘリポート跡地	臨時離着陸場																																																																																																								
但馬広域防災拠点	豊岡市岩井	但馬空港	空港																																																																																																								
淡路広域防災拠点	南あわじ市広田広田	淡路ふれあい公園芝生広場	臨時離着陸場																																																																																																								
丹波広域防災拠点	丹波市柏原町柏原	丹波の森公園多目的グラウンド	臨時離着陸場																																																																																																								
阪神南広域防災拠点	西宮市甲子園浜	阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート	臨時離着陸場																																																																																																								
地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計																																																																																																
箇所数	27	15	24	19	27	27	37	40	22	26	264																																																																																																
拠点名	所在地	名 称	種 別																																																																																																								
三木総合防災公園	三木市志染町御坂	三木防災ヘリポート	非公共																																																																																																								
西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町光都	播磨ヘリポート跡地	臨時離着陸場																																																																																																								
但馬広域防災拠点	豊岡市岩井	コウノトリ但馬空港	空港																																																																																																								
淡路広域防災拠点	南あわじ市広田広田	淡路ふれあい公園芝生広場	臨時離着陸場																																																																																																								
丹波広域防災拠点	丹波市柏原町柏原	丹波の森公園多目的グラウンド	臨時離着陸場																																																																																																								
阪神南広域防災拠点	西宮市甲子園浜	阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート	臨時離着陸場																																																																																																								

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																																																																																								
136	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2款 ガス施設の整備等</p> <p>第2 内容</p> <p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p> <p>(2) 防災システムの強化</p> <p>○ 地域防災事業所組織図 (平成27年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="3">防災事業所の種別・数</th> </tr> <tr> <th>充填所</th> <th>LPガススタンド</th> <th>容器検査所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北摂</td> <td>伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>阪神</td> <td>尼崎市・西宮市・伊丹市の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神戸</td> <td>神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>摂丹</td> <td>丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山崎町</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>明石</td> <td>明石市・神戸市垂水区・神戸市西区</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東播</td> <td>小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>加印</td> <td>加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>姫路</td> <td>姫路市・神崎郡</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西播東</td> <td>たつの市・宍粟市・掛保郡・姫路市林田町の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西播西</td> <td>相生市・赤穂市・赤穂郡・佐川郡</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>但馬</td> <td>豊岡市・養父市・朝来市・美方郡</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>淡路</td> <td>淡路全域</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 防災体制の整備</p> <p>① (略)</p> <p>② 中核充填所の設置</p> <p>大規模災害時に特定の地域にLPガスの供給が不足する事態にも安定的にLPガスの供給を確保できるよう、県下12箇所に</p>	ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			充填所	LPガススタンド	容器検査所	北摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0	阪神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	2	1	神戸	神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市	1	7	0	摂丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山崎町	5	4	0	明石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1	東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市	6	4	2	加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3	姫路	姫路市・神崎郡	12	7	1	西播東	たつの市・宍粟市・掛保郡・姫路市林田町の一部	2	2	1	西播西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐川郡	6	4	1	但馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0	淡路	淡路全域	8	6	2	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2款 ガス施設の整備等</p> <p>第2 内容</p> <p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p> <p>(2) 防災システムの強化</p> <p>○ 地域防災事業所組織図 (平成29年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="3">防災事業所の種別・数</th> </tr> <tr> <th>充填所</th> <th>LPガススタンド</th> <th>容器検査所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北摂</td> <td>伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>阪神</td> <td>尼崎市・西宮市・伊丹市の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神戸</td> <td>神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>摂丹</td> <td>丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山崎町</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>明石</td> <td>明石市・神戸市垂水区・神戸市西区</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東播</td> <td>小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>加印</td> <td>加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>姫路</td> <td>姫路市・神崎郡</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西播東</td> <td>たつの市・宍粟市・掛保郡・姫路市林田町の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西播西</td> <td>相生市・赤穂市・赤穂郡・佐川郡</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>但馬</td> <td>豊岡市・養父市・朝来市・美方郡</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>淡路</td> <td>淡路全域</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 防災体制の整備</p> <p>① (略)</p> <p>② 中核充填所の設置</p> <p>大規模災害時に特定の地域にLPガスの供給が不足する事態にも安定的にLPガスの供給を確保できるよう、県下12箇所に</p>	ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			充填所	LPガススタンド	容器検査所	北摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0	阪神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	2	1	神戸	神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市	1	6	0	摂丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山崎町	5	4	0	明石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	4	2	1	東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市	6	4	2	加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3	姫路	姫路市・神崎郡	12	7	1	西播東	たつの市・宍粟市・掛保郡・姫路市林田町の一部	2	2	1	西播西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐川郡	6	4	1	但馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0	淡路	淡路全域	8	6	2	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
ブロック	地 域			防災事業所の種別・数																																																																																																																																							
		充填所	LPガススタンド	容器検査所																																																																																																																																							
北摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0																																																																																																																																							
阪神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	2	1																																																																																																																																							
神戸	神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市	1	7	0																																																																																																																																							
摂丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山崎町	5	4	0																																																																																																																																							
明石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1																																																																																																																																							
東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市	6	4	2																																																																																																																																							
加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3																																																																																																																																							
姫路	姫路市・神崎郡	12	7	1																																																																																																																																							
西播東	たつの市・宍粟市・掛保郡・姫路市林田町の一部	2	2	1																																																																																																																																							
西播西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐川郡	6	4	1																																																																																																																																							
但馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0																																																																																																																																							
淡路	淡路全域	8	6	2																																																																																																																																							
ブロック	地 域	防災事業所の種別・数																																																																																																																																									
		充填所	LPガススタンド	容器検査所																																																																																																																																							
北摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0																																																																																																																																							
阪神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	2	1																																																																																																																																							
神戸	神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市	1	6	0																																																																																																																																							
摂丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山崎町	5	4	0																																																																																																																																							
明石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	4	2	1																																																																																																																																							
東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市	6	4	2																																																																																																																																							
加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3																																																																																																																																							
姫路	姫路市・神崎郡	12	7	1																																																																																																																																							
西播東	たつの市・宍粟市・掛保郡・姫路市林田町の一部	2	2	1																																																																																																																																							
西播西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐川郡	6	4	1																																																																																																																																							
但馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0																																																																																																																																							
淡路	淡路全域	8	6	2																																																																																																																																							

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>中核充填所（改正石油備蓄法第14条第1項により指定）を設置し、以下を実施する。</p> <p>ア 災害時石油供給連携計画を策定する。</p> <p>イ LPガス輸入業者及び近隣の他府県協会と共同で連携訓練を実施する。</p> <p>ウ LPガス自家用発電機を配備する。</p> <p>エ 衛星携帯電話を配備する。</p>	<p>中核充填所（改正石油備蓄法第14条第1項により指定）を設置し、以下を実施・配備する。</p> <p>ア 災害時石油供給連携計画を策定</p> <p>イ LPガス輸入業者及び近隣の他府県協会と共同で連携訓練を実施</p> <p>ウ LPガス非常用自家発電機</p> <p>エ LPガス自動車を2台（容器配送用トラック、保安点検用車両）以上</p> <p>オ LPガス自動車へのLPガス充填設備</p> <p>カ 緊急用通信設備（衛星携帯電話）</p>	
155	<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進 第1節 雪害の予防対策の推進</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、県企画県民部災害対策局、<u>県農政環境部農林水産局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県教育委員会</u>、<u>県警察本部</u>、市町、<u>県道路公社</u>等〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進 第1節 雪害の予防対策の推進</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、県企画県民部災害対策局、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県教育委員会</u>、<u>県警察本部</u>、市町、<u>県道路公社</u>等〕</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
157	<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進 第2節 危険物等の事故の予防対策の推進 第1款 危険物の保安対策の実施 第2 内容 2 県、市町、消防本部の保安対策 (2) 県、市町、消防本部は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施することとする。 ③ 消防体制の強化</p>	<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進 第2節 危険物等の事故の予防対策の推進 第1款 危険物の保安対策の実施 第2 内容 2 県、市町、消防本部の保安対策 (2) 県、市町、消防本部は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施することとする。 ③ 消防体制の強化</p>	<p>所管課及び関係機関からの意見に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>市町、消防本部は、各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進することとする。</p>	<p>市町、消防本部は<u>必要に応じ</u>、各事業所ごとの防災計画等を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進することとする。</p>	

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
163	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針 第2 円滑な災害応急活動の展開 災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ、明示する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針 第2 円滑な災害応急活動の展開 災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性の確保も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ、明示する。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
166 -174	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第2 内容 1 県の組織 (1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部 ① 組織の概要 兵庫県災害対策本部 その他 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参加の出席を求め防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第2 内容 1 県の組織 (1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部 ① 組織の概要 兵庫県災害対策本部 その他 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参加の出席を求め防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部、<u>ヤマト運輸(株)関西支社</u></p>	<p>所管課及び関係機関からの意見に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																																															
	<p>別図 第4 警戒地方本部組織図 (図略)</p> <table border="1" data-bbox="253 352 1055 719"> <thead> <tr> <th></th> <th>大雨特別警報 (警報・注意報)</th> <th>大雪特別警報 (警報・注意報)</th> <th>洪水警報 (注意報)</th> <th>高潮特別警報 (警報・注意報)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務企画室長 等</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>農林水産振興事務所長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>農林振興事務所長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>土地改良事務所長等 (光都、洲本)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>土地改良事務所長等 (神戸、加古川、姫路、 豊岡、朝来、篠山)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>土木事務所長 (神戸、西宮、加古川、姫路、光都、 龍野、豊岡、新温泉、洲本)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>土木事務所長 (宝塚、加東、養父、丹波)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>港湾管理事務所長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>但馬空港管理事務所長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table>		大雨特別警報 (警報・注意報)	大雪特別警報 (警報・注意報)	洪水警報 (注意報)	高潮特別警報 (警報・注意報)	総務企画室長 等	○	○	○	○	農林水産振興事務所長	○	○	○	○	農林振興事務所長	○	○	○		土地改良事務所長等 (光都、洲本)	○	○	○	○	土地改良事務所長等 (神戸、加古川、姫路、 豊岡、朝来、篠山)	○	○	○		土木事務所長 (神戸、西宮、加古川、姫路、光都、 龍野、豊岡、新温泉、洲本)	○	○	○	○	土木事務所長 (宝塚、加東、養父、丹波)	○	○	○		港湾管理事務所長	○	○	○	○	但馬空港管理事務所長	○	○	○		<p>別図 第4 警戒地方本部組織図 (図略)</p> <table border="1" data-bbox="1088 352 1890 687"> <thead> <tr> <th></th> <th>大雨特別警報 (警報・注意報)</th> <th>大雪特別警報 (警報・注意報)</th> <th>洪水警報 (注意報)</th> <th>高潮特別警報 (警報・注意報)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務企画室長 等</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>農林水産振興事務所長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>農林振興事務所長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>土地改良事務所長等 (光都、洲本)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>土地改良事務所長等 (神戸、加古川、姫路、 豊岡、朝来、篠山)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>土木事務所長 (神戸、西宮、加古川、姫路、光都、 龍野、豊岡、新温泉、洲本)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>土木事務所長 (宝塚、加東、養父、丹波)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>港湾管理事務所長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>		大雨特別警報 (警報・注意報)	大雪特別警報 (警報・注意報)	洪水警報 (注意報)	高潮特別警報 (警報・注意報)	総務企画室長 等	○	○	○	○	農林水産振興事務所長	○	○	○	○	農林振興事務所長	○	○	○		土地改良事務所長等 (光都、洲本)	○	○	○	○	土地改良事務所長等 (神戸、加古川、姫路、 豊岡、朝来、篠山)	○	○	○		土木事務所長 (神戸、西宮、加古川、姫路、光都、 龍野、豊岡、新温泉、洲本)	○	○	○	○	土木事務所長 (宝塚、加東、養父、丹波)	○	○	○		港湾管理事務所長	○	○	○	○	
	大雨特別警報 (警報・注意報)	大雪特別警報 (警報・注意報)	洪水警報 (注意報)	高潮特別警報 (警報・注意報)																																																																																														
総務企画室長 等	○	○	○	○																																																																																														
農林水産振興事務所長	○	○	○	○																																																																																														
農林振興事務所長	○	○	○																																																																																															
土地改良事務所長等 (光都、洲本)	○	○	○	○																																																																																														
土地改良事務所長等 (神戸、加古川、姫路、 豊岡、朝来、篠山)	○	○	○																																																																																															
土木事務所長 (神戸、西宮、加古川、姫路、光都、 龍野、豊岡、新温泉、洲本)	○	○	○	○																																																																																														
土木事務所長 (宝塚、加東、養父、丹波)	○	○	○																																																																																															
港湾管理事務所長	○	○	○	○																																																																																														
但馬空港管理事務所長	○	○	○																																																																																															
	大雨特別警報 (警報・注意報)	大雪特別警報 (警報・注意報)	洪水警報 (注意報)	高潮特別警報 (警報・注意報)																																																																																														
総務企画室長 等	○	○	○	○																																																																																														
農林水産振興事務所長	○	○	○	○																																																																																														
農林振興事務所長	○	○	○																																																																																															
土地改良事務所長等 (光都、洲本)	○	○	○	○																																																																																														
土地改良事務所長等 (神戸、加古川、姫路、 豊岡、朝来、篠山)	○	○	○																																																																																															
土木事務所長 (神戸、西宮、加古川、姫路、光都、 龍野、豊岡、新温泉、洲本)	○	○	○	○																																																																																														
土木事務所長 (宝塚、加東、養父、丹波)	○	○	○																																																																																															
港湾管理事務所長	○	○	○	○																																																																																														
176	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 動員の実施 第2 内容 1 県の動員体制 (1) 本庁の動員体制 ③ 災害対策本部が設置されたとき ア 災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局・災害対策局の あらかじめ定めた職員、災害待機宿舎入居者、局長、課室長 等は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>3 その他の対策要員の指定 (2) 日本赤十字奉仕団等の動員 県、市町等は、災害応急対策を実施するため、必要に応じて、 日本赤十字奉仕団及び自治会、婦人会、青年団等の自主防災組織</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 動員の実施 第2 内容 1 県の動員体制 (1) 本庁の動員体制 ③ 災害対策本部が設置されたとき ア 災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局・災害対策局の あらかじめ定めた職員、業務要員、局長、課室長等は、直ち に配備につくこととする。</p> <p>3 その他の対策要員の指定 (2) 赤十字奉仕団等の動員 県、市町等は、災害応急対策を実施するため、必要に応じて、 赤十字奉仕団及び自治会、婦人会、青年団等の自主防災組織に協</p>	<p>所管課及び関係 機関からの意見 に基づく修正</p>																																																																																															

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	に協力を求め、災害対策要員の確保を図ることとする。	力を求め、災害対策要員の確保を図ることとする。	
181 -183	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 気象予警報等の発表</p> <p>第2 内容</p> <p>1 気象予警報</p> <p>警報・注意報発表基準一覧表（平成27年5月28日現在） （表省略）</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 気象予警報等の発表</p> <p>第2 内容</p> <p>1 気象予警報</p> <p>警報・注意報発表基準一覧表（平成29年7月7日現在） （表省略）</p>	関係機関からの意見に基づく修正
185 -187	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の提供</p> <p>第2 内容</p> <p>2 水害に関する情報</p> <p>(1) 流域雨量指数・規格化版流域雨量指数</p> <p>神戸地方気象台は、防災情報提供システムによって流域雨量指数及び規格化版流域雨量指数を提供する。</p> <div data-bbox="277 1125 1032 1461" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水がどれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨と今後降ると予想される雨量から計算して数値化したもの。各市町の警報・注意報基準河川ごとに6時間先まで予想を行い、注意報基準超過、警報基準超過についてそれぞれ表示する。</p> <p>規格化版流域雨量指数とは、過去20年程度の流域雨量指数の既往最大値を1として規格化し、5kmメッシュ毎に表したもの。指数が1を超える場合は、過去の大きな水害を上回る水害のおそれ</p> </div>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の提供</p> <p>第2 内容</p> <p>2 水害に関する情報</p> <p>(1) 流域雨量指数の予測値、大雨・洪水警報の危険度分布</p> <p>神戸地方気象台は、防災情報提供システムによって流域雨量指数の予測値及び大雨・洪水警報の危険度分布を提供する。</p> <div data-bbox="1108 1125 1863 1461" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>流域雨量指数は、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、洪水警報等の発表基準に用いている。</p> <p>河川毎に、これまでに降った雨（解析雨量）とこれから降ると予想される雨（6時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を6時間先までの予測値として算出し、洪水警報等の基準値への到達状況に応じて色分けした時系列で表示している。</p> </div>	所管課及び関係機関からの意見に基づく修正

頁	現 行	修 正 案	理 由																							
	<p data-bbox="271 228 1025 363" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> があることを示し、過去に大きな水害を経験していない地域においても、過去 20 年程度の間に経験したことがない大雨が当該河川流域で降っていることを示している。 </p> <p data-bbox="241 403 421 435">(2) 河川水位</p> <p data-bbox="264 448 1048 520"> 国、県は、水位観測所等による水位等の監視を行い、水防警報の発令や※特別警戒水位到達情報の通知及び周知等を行う。 </p> <p data-bbox="293 533 1048 735"> ※ 特別警戒水位の定義を、国は平成 26 年 9 月に改定された内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、先行して「氾濫危険水位」としたが、県は従来の「避難判断水位」としており、現在、国に合わせた見直しを行っている。 </p> <p data-bbox="280 748 448 780">【水位の種類】</p> <table border="1" data-bbox="275 793 1005 1075"> <thead> <tr> <th>水 位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">氾濫危険水位</td> <td>【直轄河川】 市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）</td> </tr> <tr> <td>【県管理河川】 河川が氾濫し家屋浸水等の被害を生じる恐れがある水位（危険水位）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難判断水位</td> <td>【直轄河川】 市町長の避難準備情報等の発令判断の目安となる水位</td> </tr> <tr> <td>【県管理河川】 市町長の避難勧告の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">氾濫注意水位</td> <td>【直轄河川】 水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）</td> </tr> <tr> <td>【県管理河川】 市町長の避難準備情報の発令判断や水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）</td> </tr> <tr> <td>水防団待機水位</td> <td>水防団が出動に備えて待機する水位（通報水位）</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="241 1094 421 1126">(3) 洪水予報</p> <p data-bbox="241 1139 353 1171">(4) (略)</p> <p data-bbox="241 1184 779 1216">(5) 国の機関が行う水位情報の通知及び周知</p> <p data-bbox="264 1228 1048 1428"> 国土交通大臣は、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合で水防法第 13 条第 1 項に基づき指定した河川の水位が※洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達したときは、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報を知事及び関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。 </p>	水 位	内 容	氾濫危険水位	【直轄河川】 市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）	【県管理河川】 河川が氾濫し家屋浸水等の被害を生じる恐れがある水位（危険水位）	避難判断水位	【直轄河川】 市町長の避難準備情報等の発令判断の目安となる水位	【県管理河川】 市町長の避難勧告の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）	氾濫注意水位	【直轄河川】 水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）	【県管理河川】 市町長の避難準備情報の発令判断や水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）	水防団待機水位	水防団が出動に備えて待機する水位（通報水位）	<p data-bbox="1077 403 1525 435">(2) 河川水位（対象：水位周知河川）</p> <p data-bbox="1111 448 1883 520"> 国、県は、水位観測所等による水位等の監視を行い、水防警報の発令や特別警戒水位到達情報の通知及び周知等を行う。 </p> <p data-bbox="1111 748 1279 780">【水位の種類】</p> <table border="1" data-bbox="1104 793 1850 991"> <thead> <tr> <th>水 位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫危険水位</td> <td>市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>市町長の避難準備・高齢者等避難開始情報等の発令判断の目安となる水位</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意水位</td> <td>水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）</td> </tr> <tr> <td>水防団待機水位</td> <td>水防団が出動に備えて待機する水位（通報水位）</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1077 1094 1525 1126">(3) 洪水予報（対象：洪水予報河川）</p> <p data-bbox="1077 1139 1182 1171">(4) (略)</p> <p data-bbox="1077 1184 1615 1216">(5) 国の機関が行う水位情報の通知及び周知</p> <p data-bbox="1099 1228 1883 1428"> 国土交通大臣は、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合で水防法第 13 条第 1 項に基づき指定した河川の水位が洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達したときは、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報を知事及び関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。 </p>	水 位	内 容	氾濫危険水位	市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）	避難判断水位	市町長の避難準備・高齢者等避難開始情報等の発令判断の目安となる水位	氾濫注意水位	水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）	水防団待機水位	水防団が出動に備えて待機する水位（通報水位）	
水 位	内 容																									
氾濫危険水位	【直轄河川】 市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）																									
	【県管理河川】 河川が氾濫し家屋浸水等の被害を生じる恐れがある水位（危険水位）																									
避難判断水位	【直轄河川】 市町長の避難準備情報等の発令判断の目安となる水位																									
	【県管理河川】 市町長の避難勧告の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）																									
氾濫注意水位	【直轄河川】 水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）																									
	【県管理河川】 市町長の避難準備情報の発令判断や水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）																									
水防団待機水位	水防団が出動に備えて待機する水位（通報水位）																									
水 位	内 容																									
氾濫危険水位	市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）																									
避難判断水位	市町長の避難準備・高齢者等避難開始情報等の発令判断の目安となる水位																									
氾濫注意水位	水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）																									
水防団待機水位	水防団が出動に備えて待機する水位（通報水位）																									

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>※ 特別警戒水位の定義を、国は平成 26 年 9 月に改定された内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、先行して「氾濫危険水位」としたが、県は従来の「避難判断水位」としており、現在、国に合わせた見直しを行っている。</p> <p>(6) 知事が行う水位情報の通知及び周知</p> <p>知事は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある場合で水防法第 13 条第 2 項に基づき指定した河川の水位が洪水特別警戒水位（避難判断水位）に到達したときは、洪水特別警戒水位（避難判断水位）到達情報を関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>また、知事は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある場合で水防法第 13 条第 3 項に基づき指定した海岸の水位が、高潮特別警戒水位に達したときは、高潮特別警戒水位到達情報を関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p>	<p>(6) 知事が行う水位情報の通知及び周知</p> <p>知事は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある場合で水防法第 13 条第 2 項に基づき指定した河川の水位が、<u>避難判断水位に到達したときは避難判断水位到達情報として</u>、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達したときは洪水特別警戒水位（<u>氾濫危険水位</u>）到達情報として関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p><u>このほか、水防法第 13 条第 2 項に基づき指定した河川以外の河川において水位計を設置している場合は、当該水位情報を関係市町及び関係機関に提供する。</u></p> <p>また、知事は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある場合で水防法第 13 条第 3 項に基づき指定した海岸の水位が、高潮特別警戒水位に達したときは、高潮特別警戒水位到達情報を関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p>	
194	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 2 章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第 3 節 情報の収集・伝達</p> <p>第 4 款 災害情報の収集・報告</p> <p>第 2 内容</p> <p>4 報告系統</p> <p>(注) 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。</p>	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 2 章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第 3 節 情報の収集・伝達</p> <p>第 4 款 災害情報の収集・報告</p> <p>第 2 内容</p> <p>4 報告系統</p> <p>(注) 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平日 (8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>87-048-500-90-43422</td> <td>87-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>87-048-500-90-49033</td> <td>87-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平日 (8:30~18:15)	左記以外	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話	90-49013	90-49102	FAX	90-49033	90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平日 (8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>9-90-49013</td> <td>9-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>9-90-49033</td> <td>9-90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>87-048-500-90-43422</td> <td>87-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>87-048-500-90-49033</td> <td>87-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平日 (8:30~18:15)	左記以外	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102	FAX	9-90-49033	9-90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036																	
区 分		平日 (8:30~18:15)	左記以外																																																																		
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																																																																		
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553																																																																		
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102																																																																		
	FAX	90-49033	90-49036																																																																		
地域衛星通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102																																																																		
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036																																																																		
区 分		平日 (8:30~18:15)	左記以外																																																																		
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																																																																		
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553																																																																		
消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102																																																																		
	FAX	9-90-49033	9-90-49036																																																																		
地域衛星通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102																																																																		
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036																																																																		
198 -201	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企画課 民間部</td> <td>私立大学の被害状況</td> <td>総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校</td> </tr> <tr> <td>県立学校の被害状況</td> <td>総務課 ← 大学課 ← 県立大学</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企業庁 企業庁関連施設被害</td> <td></td> <td>総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域整備課 ← 福井科学公園都市まなづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	企画課 民間部	私立大学の被害状況	総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校	県立学校の被害状況	総務課 ← 大学課 ← 県立大学	部	調査事項	調査（報告）系統	企業庁 企業庁関連施設被害		総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等		地域整備課 ← 福井科学公園都市まなづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企画課 民間部</td> <td>私立学校の被害状況</td> <td>総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校</td> </tr> <tr> <td>県立大学の被害状況</td> <td>総務課 ← 大学課 ← 県立大学</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企業庁 企業庁関連施設被害</td> <td></td> <td>総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域整備課 ← 福井科学公園都市まなづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	企画課 民間部	私立学校の被害状況	総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校	県立大学の被害状況	総務課 ← 大学課 ← 県立大学	部	調査事項	調査（報告）系統	企業庁 企業庁関連施設被害		総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等		地域整備課 ← 福井科学公園都市まなづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所	所管課からの意見に基づく修正																																		
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																			
企画課 民間部	私立大学の被害状況	総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校																																																																			
	県立学校の被害状況	総務課 ← 大学課 ← 県立大学																																																																			
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																			
企業庁 企業庁関連施設被害		総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等																																																																			
		地域整備課 ← 福井科学公園都市まなづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所																																																																			
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																			
企画課 民間部	私立学校の被害状況	総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校																																																																			
	県立大学の被害状況	総務課 ← 大学課 ← 県立大学																																																																			
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																			
企業庁 企業庁関連施設被害		総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等																																																																			
		地域整備課 ← 福井科学公園都市まなづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所																																																																			
202 -205	<p>○ 市町からの主な緊急支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害対策本部 事務局</td> <td rowspan="4">航空輸送の要請</td> <td>大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>新関西国際空港</td> </tr> <tr> <td>神戸空港管理事務所</td> </tr> <tr> <td>関西空港ターミナルビル</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部 事務局</td> <td rowspan="2">物資のあっせん</td> <td>関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>近畿経済産業局</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害対策本部 事務局</td> <td rowspan="3">食料の調達・あっせん</td> <td>農林水産省 生産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>消費流通課</td> </tr> <tr> <td>協定業者</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">健康福祉部</td> <td rowspan="4">保健師・栄養士等保健関係者の派遣</td> <td>県内健康福祉事務所・市保健師 ← 健康増進課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>県内市町</td> </tr> <tr> <td>近隣府県</td> </tr> <tr> <td>全国都道府県（厚生労働省） ← 各保健所設置市</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	新関西国際空港	神戸空港管理事務所	関西空港ターミナルビル	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	物資のあっせん	関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	近畿経済産業局	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	食料の調達・あっせん	農林水産省 生産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	消費流通課	協定業者	部	調査事項	調査（報告）系統	健康福祉部	保健師・栄養士等保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健師 ← 健康増進課 ← 市町	県内市町	近隣府県	全国都道府県（厚生労働省） ← 各保健所設置市	<p>○ 市町からの主な緊急支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害対策本部 事務局</td> <td rowspan="4">航空輸送の要請</td> <td>大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>関西エアポート上機</td> </tr> <tr> <td>神戸空港管理事務所</td> </tr> <tr> <td>関西空港ターミナルビル</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部 事務局</td> <td rowspan="2">物資のあっせん</td> <td>関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>（緊急対策推進本部）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害対策本部 事務局</td> <td rowspan="3">食料の調達・あっせん</td> <td>農林水産省 政策総括官 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>消費流通課</td> </tr> <tr> <td>協定業者</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">健康福祉部</td> <td rowspan="4">保健師・栄養士等保健関係者の派遣</td> <td>県内健康福祉事務所・市保健師 ← 健康増進課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>県内市町</td> </tr> <tr> <td>近隣府県</td> </tr> <tr> <td>全国都道府県（厚生労働省） ← 各保健所設置市</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	関西エアポート上機	神戸空港管理事務所	関西空港ターミナルビル	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	物資のあっせん	関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	（緊急対策推進本部）	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	食料の調達・あっせん	農林水産省 政策総括官 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	消費流通課	協定業者	部	調査事項	調査（報告）系統	健康福祉部	保健師・栄養士等保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健師 ← 健康増進課 ← 市町	県内市町	近隣府県	全国都道府県（厚生労働省） ← 各保健所設置市	所管課及び関係機関からの意見に基づく修正
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																			
災害対策本部 事務局	航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																																			
		新関西国際空港																																																																			
		神戸空港管理事務所																																																																			
		関西空港ターミナルビル																																																																			
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																			
災害対策本部 事務局	物資のあっせん	関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																																			
		近畿経済産業局																																																																			
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																			
災害対策本部 事務局	食料の調達・あっせん	農林水産省 生産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																																			
		消費流通課																																																																			
		協定業者																																																																			
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																			
健康福祉部	保健師・栄養士等保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健師 ← 健康増進課 ← 市町																																																																			
		県内市町																																																																			
		近隣府県																																																																			
		全国都道府県（厚生労働省） ← 各保健所設置市																																																																			
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																			
災害対策本部 事務局	航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																																			
		関西エアポート上機																																																																			
		神戸空港管理事務所																																																																			
		関西空港ターミナルビル																																																																			
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																			
災害対策本部 事務局	物資のあっせん	関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																																			
		（緊急対策推進本部）																																																																			
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																			
災害対策本部 事務局	食料の調達・あっせん	農林水産省 政策総括官 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																																			
		消費流通課																																																																			
		協定業者																																																																			
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																			
健康福祉部	保健師・栄養士等保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健師 ← 健康増進課 ← 市町																																																																			
		県内市町																																																																			
		近隣府県																																																																			
		全国都道府県（厚生労働省） ← 各保健所設置市																																																																			

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部</td> <td>医薬品の供給</td> <td>厚生労働省 ← 業務課 ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 ← 医薬品卸業協会 ←</td> </tr> <tr> <td>血液の安定供給</td> <td>赤十字血液センター ← 業務課 ← 市町 ← 各医療機関</td> </tr> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>応急仮設住宅の建設</td> <td>プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査(報告)系統	健康福祉部	医薬品の供給	厚生労働省 ← 業務課 ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 ← 医薬品卸業協会 ←	血液の安定供給	赤十字血液センター ← 業務課 ← 市町 ← 各医療機関	部	調査事項	調査(報告)系統	県土整備部	応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部</td> <td>医薬品の供給</td> <td>厚生労働省 ← 業務課 ← <u>健康福祉事務所(保健所)</u> ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 ← 医薬品卸業協会 ←</td> </tr> <tr> <td>血液の安定供給</td> <td>赤十字血液センター ← 業務課 ← <u>健康福祉事務所(保健所)</u> ← 市町 ← 各医療機関</td> </tr> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>応急仮設住宅の建設支援</td> <td>プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査(報告)系統	健康福祉部	医薬品の供給	厚生労働省 ← 業務課 ← <u>健康福祉事務所(保健所)</u> ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 ← 医薬品卸業協会 ←	血液の安定供給	赤十字血液センター ← 業務課 ← <u>健康福祉事務所(保健所)</u> ← 市町 ← 各医療機関	部	調査事項	調査(報告)系統	県土整備部	応急仮設住宅の建設支援	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町	
部	調査事項	調査(報告)系統																													
健康福祉部	医薬品の供給	厚生労働省 ← 業務課 ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 ← 医薬品卸業協会 ←																													
	血液の安定供給	赤十字血液センター ← 業務課 ← 市町 ← 各医療機関																													
部	調査事項	調査(報告)系統																													
県土整備部	応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町																													
部	調査事項	調査(報告)系統																													
健康福祉部	医薬品の供給	厚生労働省 ← 業務課 ← <u>健康福祉事務所(保健所)</u> ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 ← 医薬品卸業協会 ←																													
	血液の安定供給	赤十字血液センター ← 業務課 ← <u>健康福祉事務所(保健所)</u> ← 市町 ← 各医療機関																													
部	調査事項	調査(報告)系統																													
県土整備部	応急仮設住宅の建設支援	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町																													
206 -209	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第5款 通信手段の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム</p> <p>(1) フェニックス防災端末設置数</p> <p>307台(本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、ライフライン事業者等)</p> <p>2 兵庫県防災行政無線</p> <p>(1) 衛星系(兵庫衛星通信ネットワーク)</p> <p>① 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 計84局 県庁統制局1局、県機関局(広域防災センター・災害医療センター)2局、市町・消防本部局70局、防災関係機関局9局、平面可搬局2局 <p>② (略)</p> <p>③ 通信統制の実施</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第5款 通信手段の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム</p> <p>(1) フェニックス防災端末設置数</p> <p>306台(本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、ライフライン事業者等)</p> <p>2 兵庫県防災行政無線</p> <p>(1) 衛星系(兵庫衛星通信ネットワーク)</p> <p>① 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 計85局 県庁統制局1局、県機関局(広域防災センター・災害医療センター)2局、市町・消防本部局70局、防災関係機関局9局、平面可搬局3局 <p>② (略)</p> <p>③ 通信統制の実施</p>	<p>所管課及び関係機関からの意見に基づく修正</p>																												

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>ア 通信統制権者 <u>防災情報室長及び河川整備課長は、災害時に必要に応じて通信統制を行うこととする。</u> 通信統制が重複する場合には、<u>防災情報室長の通信統制を優先することとする。</u></p> <p>イ 通信の優先順位 通信の優先順位は、次のとおりとする。 a～d 略 e その他<u>防災情報室長</u>が必要と認めたもの。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>衛星ホットラインの設定</u> <u>県は、必要に応じて衛星ホットラインの設定及び解除を行うこととする。</u></p> <p>⑥ 優先回線の確保 ⑦ 平面可搬局の出動 ⑧ 緊急時の対応</p> <p>3 通信事業者回線等 (5) 携帯電話、緊急通報システムの活用 (略) 県は、災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局・災害対策局職員、<u>災害待機宿舎入居者、局長、課室長等に緊急通報システムを整備し、緊急時の呼び出し等に活用することとする。</u></p> <p>4 無線系通信 (新規)</p>	<p>ア 通信統制権者 <u>災害対策課長及び河川整備課長は、災害時に必要に応じて通信統制を行うこととする。</u> 通信統制が重複する場合には、<u>災害対策課長の通信統制を優先することとする。</u></p> <p>イ 通信の優先順位 通信の優先順位は、次のとおりとする。 a～d 略 e その他<u>災害対策課長</u>が必要と認めたもの</p> <p>④ (略) (削除)</p> <p>⑤ 優先回線の確保 ⑥ 平面可搬局の出動 ⑦ 緊急時の対応</p> <p>3 通信事業者回線等 (5) 携帯電話、緊急通報システムの活用 (略) 県は、災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局・災害対策局職員、<u>業務要員、局長、課室長等に緊急通報システムを整備し、緊急時の呼び出し等に活用することとする。</u></p> <p>4 無線系通信 <u>(3) 無線機器等が不足した場合の確保</u> <u>必要とする無線機器等が不足する場合は、県は国や通信事業者から通信機器等の貸与を受けるなどにより通信手段の確保に努め</u></p>	

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>5 非常通信経路計画 (2) 利用方法 ⑦ 報 告 非常通信を終了したときは、近畿地方非常通信協議会会長及び県(防災情報室長)に次の事項を文書で報告することとする。 (略)</p>	<p>る。 ① <u>近畿総合通信局(衛星携帯電話、MCA 無線、簡易無線、移動電源車)</u> ② <u>通信事業者等(衛星携帯電話、携帯電話、MCA 無線、可搬型地球局)</u> 5 非常通信経路計画 (2) 利用方法 ⑦ 報 告 非常通信を終了したときは、近畿地方非常通信協議会会長及び県(災害対策課長)に次の事項を文書で報告することとする。 (略)</p>	
<p>223 -224</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 県域の被害への対応 第2 内容 3 近畿地方整備局 (1) 応援の内容 ・被害情報の収集 ・災害応急復旧 ・二次災害の防止 ・その他必要と認められる事項 4 消防本部 (1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 県域の被害への対応 第2 内容 3 近畿地方整備局 (1) 応援の内容 ・被害情報の収集 ・被災地へのアクセス確保 ・災害応急復旧 ・二次災害の防止 ・その他必要と認められる事項 4 消防本部 (1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p>	<p>所管課及び関係機関からの意見に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																		
	<p>○ 緊急消防援助隊応援要請先（消防庁防災課広域応援室）</p> <table border="1" data-bbox="271 272 1055 459"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平日 (8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネット ワーク</td> <td>電話</td> <td>87-048-500-90-43432</td> <td>87-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>87-048-500-90-49033</td> <td>87-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平日 (8:30~18:15)	左記以外	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話	90-49013	90-49102	FAX	90-49033	90-49036	地域衛星通信ネット ワーク	電話	87-048-500-90-43432	87-048-500-90-49102	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036	<p>○ 緊急消防援助隊応援要請先（消防庁防災課広域応援室）</p> <table border="1" data-bbox="1106 272 1890 459"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平日 (8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>9-90-49013</td> <td>9-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>9-90-49033</td> <td>9-90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネット ワーク</td> <td>電話</td> <td>87-048-500-90-43432</td> <td>87-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>87-048-500-90-49033</td> <td>87-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平日 (8:30~18:15)	左記以外	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102	FAX	9-90-49033	9-90-49036	地域衛星通信ネット ワーク	電話	87-048-500-90-43432	87-048-500-90-49102	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036	
区 分		平日 (8:30~18:15)	左記以外																																																		
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																																																		
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553																																																		
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102																																																		
	FAX	90-49033	90-49036																																																		
地域衛星通信ネット ワーク	電話	87-048-500-90-43432	87-048-500-90-49102																																																		
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036																																																		
区 分		平日 (8:30~18:15)	左記以外																																																		
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																																																		
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553																																																		
消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102																																																		
	FAX	9-90-49033	9-90-49036																																																		
地域衛星通信ネット ワーク	電話	87-048-500-90-43432	87-048-500-90-49102																																																		
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036																																																		
233	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 水防活動の実施 第2 内容 1 水防の責任等 (4) 国土交通大臣（水防法第10条第2項、第13条第1項、第16条第1項、第2項、第32条） 気象庁長官と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うとともに知事及び関係市町長に通知すること。 あらかじめ指定した河川について※洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報を知事及び関係市町長に通知し、一般に公表すること。 猪名川、円山川、加古川、揖保川等について水防警報を発すること等 洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められるときに特定緊急水防活動を行うこと。 ※ 特別警戒水位の定義を、国は平成26年9月に改定された内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、先行して「氾濫危険水位」としたが、県は従来の「避</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 水防活動の実施 第2 内容 1 水防の責任等 (4) 国土交通大臣（水防法第10条第2項、第13条第1項、第16条第1項、第2項、第32条） 気象庁長官と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うとともに知事及び関係市町長に通知すること。 あらかじめ指定した河川について洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報を知事及び関係市町長に通知し、一般に公表すること。 猪名川、円山川、加古川、揖保川等について水防警報を発すること等 洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められるときに特定緊急水防活動を行うこと。 (削除)</p>	<p>所管課の意見に基づく修正</p>																																																		

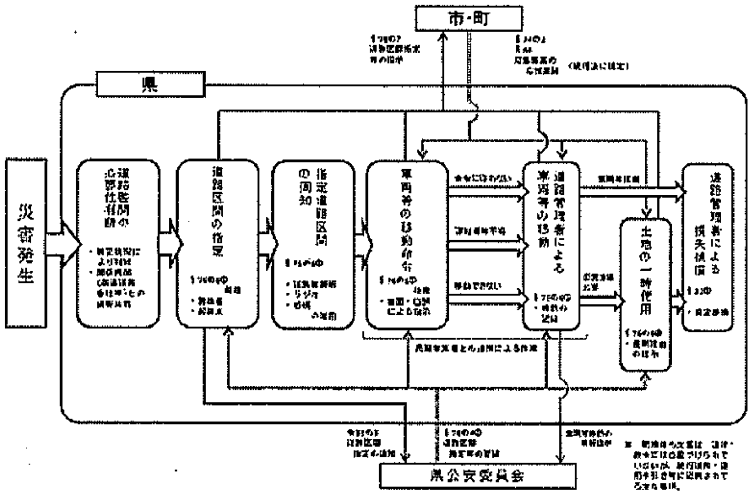
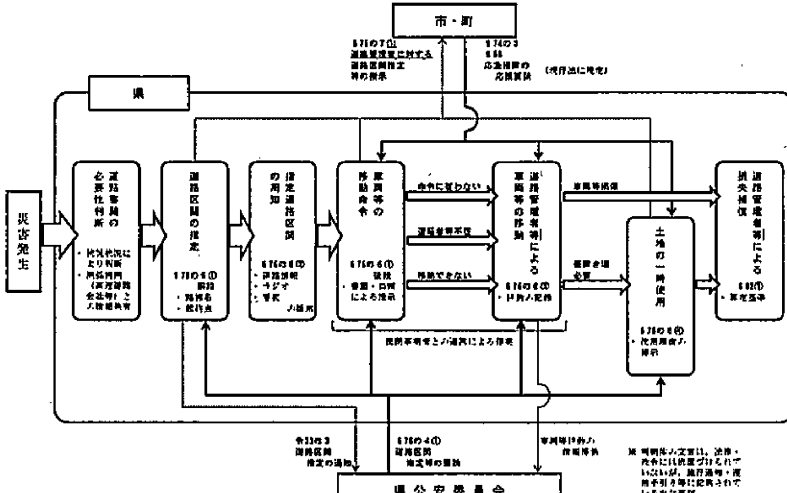
風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>難判断水位」としており、現在、国に合わせた見直しを行っている。</p>		
243	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 救助・救急、医療対策の実施 第3款 医療・助産対策の実施 第2 内容 5 救護班の派遣等 (2) 救護班の編成 ⑤ 国立病院等救護班 オ 近畿グループ担当理事部門は、県から救護班の派遣要請があった場合には、国立病院に対し救護班の派遣指令を行うこととする。 キ 国立病院は、施設の近辺において初期災害医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により近畿グループ担当理事部門の指令を待つ時間的猶予がないと認めるときなど、状況により、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣するとともに、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県又は災害医療センターに対し通知することとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 救助・救急、医療対策の実施 第3款 医療・助産対策の実施 第2 内容 5 救護班の派遣等 (2) 救護班の編成 ⑤ 国立病院等救護班 オ 近畿グループ担当理事部門は、県から救護班の派遣要請があった場合には、国立病院に対し救護班の派遣調整を行うこととする。 キ 国立病院は、施設の近辺において初期災害医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により近畿グループ担当理事部門からの連絡を待つ時間的猶予がないと認めるときなど、状況により、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣するとともに、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県又は災害医療センターに対し通知することとする。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
249 -262	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第1款 交通の確保対策の実施 〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、県農政環境部農林水</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第1款 交通の確保対策の実施 〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、県企画県民部災害対</p>	<p>所管課及び関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																																										
	<p>産局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、 県公安委員会、県警察本部、市町、西日本高速道路(株) 関西支社、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、 県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)、漁港管理者、港 湾管理者、空港管理者等]</p> <p>第2 内容 2 陸上交通の確保 (1) 道路法(第46条)に基づく応急対策 ① 一般国道(指定区間) ウー1 通行規制基準(兵庫国道事務所)</p> <table border="1" data-bbox="248 703 1048 1034"> <thead> <tr> <th>号線</th> <th>区 域</th> <th>距離標</th> <th>延長 (km)</th> <th>雨 観測所名</th> <th>電 話 番 号</th> <th>注意体制 強化対象雨量</th> <th>警戒体制 対象雨量</th> <th>非常体制 対象雨量 (通行止)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>自淡路市塩尾 至洲本市安乎町平安浦</td> <td>36.8~ 38.6</td> <td>1.8</td> <td>テレメ- タ 塩 尾</td> <td>0799 22-1680</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>自洲本市中川原町厚浜 至 " 矩 口</td> <td>40.8~ 43.7</td> <td>2.9</td> <td>テレメ- タ 矩 口</td> <td>"</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>176</td> <td>自西宮市塩瀬町名塩 至 " 生瀬富田</td> <td>53.2~ 55.6</td> <td>2.4</td> <td>テレメ- タ 名 塩</td> <td>0798 35-6470</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>190 または組合わせ雨量 連続雨量160 時間雨量40mm/h</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の区域</td> <td></td> <td></td> <td>テレメ- タ 崎</td> <td>0799 22-1680</td> <td>120</td> <td>160</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 雨量は連続雨量とし、連続雨量の判断は、降雨状況、気象条件等を総合的に判断して行くが、原則として降雨の3時間以内の中断は、連続雨量として取り扱う。ただし、時間降雨量2mm以下が3時間連続した場合は0mmとみなす。 注2) (略)</p> <p>(5) 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出 県公安委員会は、県と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円</p>	号線	区 域	距離標	延長 (km)	雨 観測所名	電 話 番 号	注意体制 強化対象雨量	警戒体制 対象雨量	非常体制 対象雨量 (通行止)	28	自淡路市塩尾 至洲本市安乎町平安浦	36.8~ 38.6	1.8	テレメ- タ 塩 尾	0799 22-1680	100	120	160	28	自洲本市中川原町厚浜 至 " 矩 口	40.8~ 43.7	2.9	テレメ- タ 矩 口	"	100	120	160	176	自西宮市塩瀬町名塩 至 " 生瀬富田	53.2~ 55.6	2.4	テレメ- タ 名 塩	0798 35-6470	100	120	190 または組合わせ雨量 連続雨量160 時間雨量40mm/h		その他の区域			テレメ- タ 崎	0799 22-1680	120	160	-	<p>策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県公安委員会、県警察本部、市町、西日本高速道路(株)関西支社、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)、漁港管理者、港湾管理者、空港管理者等]</p> <p>第2 内容 2 陸上交通の確保 (1) 道路法(第46条)に基づく応急対策 ① 一般国道(指定区間) ウー1 通行規制基準(兵庫国道事務所)</p> <table border="1" data-bbox="1084 719 1877 1050"> <thead> <tr> <th>号線</th> <th>区 域</th> <th>距離標</th> <th>延長</th> <th>雨 観測所名</th> <th>電 話 番 号 (出張所)</th> <th>注意体制(強化) 対象雨量</th> <th>警戒体制 対象雨量</th> <th>非常体制 対象雨量 (通行止)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>自淡路市塩尾 至洲本市安乎町平安浦</td> <td>36.8~ 38.6</td> <td>1.8</td> <td>テレメ- タ 塩 尾</td> <td>0799 22-1680</td> <td>100(注2)</td> <td>120</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>自洲本市中川原町厚浜 至 " 矩 口</td> <td>40.8~ 43.7</td> <td>2.9</td> <td>テレメ- タ 矩 口</td> <td>"</td> <td>100(注2)</td> <td>120</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>176</td> <td>自西宮市塩瀬町名塩 至 " 生瀬富田</td> <td>53.2~ 55.6</td> <td>2.4</td> <td>テレメ- タ 名 塩</td> <td>0798 35-6470</td> <td>100(注2)</td> <td>120</td> <td>190 または組合わせ雨量 連続雨量160 時間雨量40mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の区域</td> <td></td> <td></td> <td>テレメ- タ 崎</td> <td>0799 22-1680</td> <td>120</td> <td>160</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 雨量は特に記載のある場合を除き連続雨量とする。連続雨量の判断は、降雨状況、気象条件等を総合的に判断して行くが、原則として降雨の3時間以内の中断は、連続雨量として取り扱う。ただし、時間降雨2mm以下が3時間連続した場合は0とみなす。 注2) (略)</p> <p>(5) 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出 県公安委員会は、県と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円</p>	号線	区 域	距離標	延長	雨 観測所名	電 話 番 号 (出張所)	注意体制(強化) 対象雨量	警戒体制 対象雨量	非常体制 対象雨量 (通行止)	28	自淡路市塩尾 至洲本市安乎町平安浦	36.8~ 38.6	1.8	テレメ- タ 塩 尾	0799 22-1680	100(注2)	120	160	28	自洲本市中川原町厚浜 至 " 矩 口	40.8~ 43.7	2.9	テレメ- タ 矩 口	"	100(注2)	120	160	176	自西宮市塩瀬町名塩 至 " 生瀬富田	53.2~ 55.6	2.4	テレメ- タ 名 塩	0798 35-6470	100(注2)	120	190 または組合わせ雨量 連続雨量160 時間雨量40mm		その他の区域			テレメ- タ 崎	0799 22-1680	120	160	-	
号線	区 域	距離標	延長 (km)	雨 観測所名	電 話 番 号	注意体制 強化対象雨量	警戒体制 対象雨量	非常体制 対象雨量 (通行止)																																																																																					
28	自淡路市塩尾 至洲本市安乎町平安浦	36.8~ 38.6	1.8	テレメ- タ 塩 尾	0799 22-1680	100	120	160																																																																																					
28	自洲本市中川原町厚浜 至 " 矩 口	40.8~ 43.7	2.9	テレメ- タ 矩 口	"	100	120	160																																																																																					
176	自西宮市塩瀬町名塩 至 " 生瀬富田	53.2~ 55.6	2.4	テレメ- タ 名 塩	0798 35-6470	100	120	190 または組合わせ雨量 連続雨量160 時間雨量40mm/h																																																																																					
	その他の区域			テレメ- タ 崎	0799 22-1680	120	160	-																																																																																					
号線	区 域	距離標	延長	雨 観測所名	電 話 番 号 (出張所)	注意体制(強化) 対象雨量	警戒体制 対象雨量	非常体制 対象雨量 (通行止)																																																																																					
28	自淡路市塩尾 至洲本市安乎町平安浦	36.8~ 38.6	1.8	テレメ- タ 塩 尾	0799 22-1680	100(注2)	120	160																																																																																					
28	自洲本市中川原町厚浜 至 " 矩 口	40.8~ 43.7	2.9	テレメ- タ 矩 口	"	100(注2)	120	160																																																																																					
176	自西宮市塩瀬町名塩 至 " 生瀬富田	53.2~ 55.6	2.4	テレメ- タ 名 塩	0798 35-6470	100(注2)	120	190 または組合わせ雨量 連続雨量160 時間雨量40mm																																																																																					
	その他の区域			テレメ- タ 崎	0799 22-1680	120	160	-																																																																																					

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>滑な推進に資するため、緊急通行車両、規制除外車両の事前届出を受理することとする。</p> <p>(6) 緊急通行車両、規制除外車両の確認</p> <p>① 県警察本部（交通規制課）、警察署又は検問所において、緊急通行車両、規制除外車両であることの審査確認を行い、標章及び確認証明書を交付することとする。</p> <p>(9) 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）</p> <p>道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。</p> <p>なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、その必要限度</p>	<p>滑な推進に資するため、緊急通行車両、規制除外車両の事前届出を受理することとする。なお、<u>緊急通行車両のうち、県が保有する車両及び県が締結した協定に係る機関の保有する車両については、県において事前届出を受理することとする。</u></p> <p>(6) 緊急通行車両、規制除外車両の確認</p> <p>① <u>県公安委員会は、県警察本部（交通規制課）、警察署又は検問所において、緊急通行車両、規制除外車両であることの審査確認を行い、標章及び確認証明書を交付することとする。このうち、県が保有する車両及び県が締結した協定に係る機関の保有する車両については、県（災害対策課）が、緊急通行車両であることの審査を行い、標章及び確認証明書を交付することとする。なお、業務分担にかかわらず標章及び確認証明書の交付申請を受けた場合は、それぞれ交付業務に努めるものとする。</u></p> <p>(9) 災害対策基本法に基づいた道路管理者等による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）</p> <p><u>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下、「道路管理者等」という。）は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者等自ら当該措置をとることとする。</u></p> <p>なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するため</p>	

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>において、他人の土地を一時使用等することとする。</p> <p>① 措置をとる区域又は区間 道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。</p> <p>② 県公安委員会との連携 ア 指定の通知 道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。 イ 県公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の4） 県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。</p> <p>③ 措置をとる区域又は区間の周知 道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。</p> <p>④ 市町への指示 国土交通大臣、知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、大臣は県又は市町の、知事は市町の道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6に基づく措置をとるべきことを指</p>	<p>やむを得ない必要があるときは、道路管理者等は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。</p> <p>① 措置をとる区域又は区間 道路管理者等は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。</p> <p>② 県公安委員会との連携 ア 指定の通知 道路管理者等が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。 イ 県公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の4） 県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者等による権限の行使を要請することができる。</p> <p>③ 措置をとる区域又は区間の周知 道路管理者等は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。</p> <p>④ 県又は市町への指示 緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、国土交通大臣は県又は市町の道路管理者又は港湾管理者に、農林水産大臣は県又は市町の漁港管理者に、知事は市町の道路管理者に対し、災害</p>	

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>示することができる。</p> <p>災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ</p>  <p>(新規)</p>	<p>対策基本法第 76 条の 6 に基づく措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>○ 災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ</p>  <p>(10) 緊急輸送道路における電柱等による道路占用の禁止 (道路法第 37 条第 1 項)</p> <p>電柱等の倒壊によって緊急通行車両の通行や地域住民等の避難に支障を来たすなど災害発生時の被害の拡大を防止するため、道路管理者は、その管理する緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占有を原則として禁止することとする。</p>	
253	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 3 章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第 3 節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第 1 款 交通の確保対策の実施</p> <p>第 2 内容</p> <p>2 陸上交通の確保</p>	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 3 章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第 3 節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第 1 款 交通の確保対策の実施</p> <p>第 2 内容</p> <p>2 陸上交通の確保</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																																								
	<p>(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策</p> <p>⑤ 阪神高速道路株式会社が管理する有料道路</p> <p>ア 通行規制等の実施基準</p> <table border="1" data-bbox="266 368 1043 751"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区 間</th> <th>基 準</th> <th>巡回・協議</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">強風</td> <td rowspan="3">湾岸線</td> <td>風速 10m/sec 以上</td> <td>巡回の強化</td> <td>走行注意の情報提供</td> </tr> <tr> <td>風速 15m/sec 以上</td> <td>警察との協議</td> <td>流入制限（1ブースとする） 速度制限</td> </tr> <tr> <td>風速 20m/sec 以上</td> <td>警察との協議</td> <td>通行止め</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>風速 15m/sec 以上</td> <td>巡回の強化</td> <td>走行注意の情報提供</td> </tr> <tr> <td>風速 20m/sec 以上</td> <td>警察との協議</td> <td>流入制限（1ブースとする）</td> </tr> <tr> <td>風速 25m/sec 以上</td> <td>警察との協議</td> <td>通行止め</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大雨</td> <td>北神戸線</td> <td>連続雨量110mm以上</td> <td>巡回の強化</td> <td>走行注意の情報提供</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">箕谷以西 箕谷以东</td> <td>連続雨量210mm以上</td> <td rowspan="2">警察との協議</td> <td rowspan="2">通行止め</td> </tr> <tr> <td>連続雨量160mm以上且つ 時間雨量45mm以上</td> </tr> <tr> <td>神戸山手線</td> <td>時間雨量45mm以上</td> <td>巡回の強化</td> <td>走行注意の情報提供</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>警察との協議</td> <td>その他必要な通行規制</td> </tr> </tbody> </table>	種類	区 間	基 準	巡回・協議	措 置	強風	湾岸線	風速 10m/sec 以上	巡回の強化	走行注意の情報提供	風速 15m/sec 以上	警察との協議	流入制限（1ブースとする） 速度制限	風速 20m/sec 以上	警察との協議	通行止め	その他	風速 15m/sec 以上	巡回の強化	走行注意の情報提供	風速 20m/sec 以上	警察との協議	流入制限（1ブースとする）	風速 25m/sec 以上	警察との協議	通行止め	大雨	北神戸線	連続雨量110mm以上	巡回の強化	走行注意の情報提供	箕谷以西 箕谷以东	連続雨量210mm以上	警察との協議	通行止め	連続雨量160mm以上且つ 時間雨量45mm以上	神戸山手線	時間雨量45mm以上	巡回の強化	走行注意の情報提供	その他		警察との協議	その他必要な通行規制	<p>(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策</p> <p>⑤ 阪神高速道路株式会社が管理する有料道路</p> <p>ア 通行規制等の実施基準</p> <table border="1" data-bbox="1102 368 1883 751"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区 間</th> <th>基 準</th> <th>巡回・協議</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">強風</td> <td rowspan="3">湾岸線</td> <td>風速 10m/sec 以上</td> <td>巡回の強化</td> <td>走行注意の情報提供</td> </tr> <tr> <td>風速 15m/sec 以上</td> <td>警察との協議</td> <td>速度制限</td> </tr> <tr> <td>風速 20m/sec 以上</td> <td>警察との協議</td> <td>通行止め</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>風速 15m/sec 以上</td> <td>巡回の強化</td> <td>走行注意の情報提供</td> </tr> <tr> <td>風速 20m/sec 以上</td> <td>警察との協議</td> <td>流入制限（1ブースとする）</td> </tr> <tr> <td>風速 25m/sec 以上</td> <td>警察との協議</td> <td>通行止め</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大雨</td> <td>北神戸線</td> <td>連続雨量110mm以上</td> <td>巡回の強化</td> <td>走行注意の情報提供</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">箕谷以西 箕谷以东</td> <td>連続雨量210mm以上</td> <td rowspan="2">警察との協議</td> <td rowspan="2">通行止め</td> </tr> <tr> <td>連続雨量160mm以上且つ 時間雨量45mm以上</td> </tr> <tr> <td>神戸山手線</td> <td>時間雨量45mm以上</td> <td>巡回の強化</td> <td>走行注意の情報提供</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>警察との協議</td> <td>その他必要な通行規制</td> </tr> </tbody> </table>	種類	区 間	基 準	巡回・協議	措 置	強風	湾岸線	風速 10m/sec 以上	巡回の強化	走行注意の情報提供	風速 15m/sec 以上	警察との協議	速度制限	風速 20m/sec 以上	警察との協議	通行止め	その他	風速 15m/sec 以上	巡回の強化	走行注意の情報提供	風速 20m/sec 以上	警察との協議	流入制限（1ブースとする）	風速 25m/sec 以上	警察との協議	通行止め	大雨	北神戸線	連続雨量110mm以上	巡回の強化	走行注意の情報提供	箕谷以西 箕谷以东	連続雨量210mm以上	警察との協議	通行止め	連続雨量160mm以上且つ 時間雨量45mm以上	神戸山手線	時間雨量45mm以上	巡回の強化	走行注意の情報提供	その他		警察との協議	その他必要な通行規制	
種類	区 間	基 準	巡回・協議	措 置																																																																																							
強風	湾岸線	風速 10m/sec 以上	巡回の強化	走行注意の情報提供																																																																																							
		風速 15m/sec 以上	警察との協議	流入制限（1ブースとする） 速度制限																																																																																							
		風速 20m/sec 以上	警察との協議	通行止め																																																																																							
	その他	風速 15m/sec 以上	巡回の強化	走行注意の情報提供																																																																																							
		風速 20m/sec 以上	警察との協議	流入制限（1ブースとする）																																																																																							
		風速 25m/sec 以上	警察との協議	通行止め																																																																																							
大雨	北神戸線	連続雨量110mm以上	巡回の強化	走行注意の情報提供																																																																																							
	箕谷以西 箕谷以东	連続雨量210mm以上	警察との協議	通行止め																																																																																							
		連続雨量160mm以上且つ 時間雨量45mm以上																																																																																									
	神戸山手線	時間雨量45mm以上	巡回の強化	走行注意の情報提供																																																																																							
その他		警察との協議	その他必要な通行規制																																																																																								
種類	区 間	基 準	巡回・協議	措 置																																																																																							
強風	湾岸線	風速 10m/sec 以上	巡回の強化	走行注意の情報提供																																																																																							
		風速 15m/sec 以上	警察との協議	速度制限																																																																																							
		風速 20m/sec 以上	警察との協議	通行止め																																																																																							
	その他	風速 15m/sec 以上	巡回の強化	走行注意の情報提供																																																																																							
		風速 20m/sec 以上	警察との協議	流入制限（1ブースとする）																																																																																							
		風速 25m/sec 以上	警察との協議	通行止め																																																																																							
大雨	北神戸線	連続雨量110mm以上	巡回の強化	走行注意の情報提供																																																																																							
	箕谷以西 箕谷以东	連続雨量210mm以上	警察との協議	通行止め																																																																																							
		連続雨量160mm以上且つ 時間雨量45mm以上																																																																																									
	神戸山手線	時間雨量45mm以上	巡回の強化	走行注意の情報提供																																																																																							
その他		警察との協議	その他必要な通行規制																																																																																								
264	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第2款 緊急輸送対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 緊急輸送に当たっての基本的事項等</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>② 県は、兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」及び兵庫県倉庫協会と締結した「災害時における救援物資の保管等に関する協定」に基づき、その協力を得て輸送手段の確保を図ることとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第2款 緊急輸送対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 緊急輸送に当たっての基本的事項等</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>② 県は、兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」、兵庫県倉庫協会と締結した「災害時における救援物資の保管等に関する協定」及び民間事業者と締結した「災害時における物資の緊急輸送及び物資受入・配送拠点の運営等に関する協定」に基づき、その協力を得て輸送手段及び輸送拠点の確保を図ることとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に基づく修正</p>																																																																																								
268	<p>第3編 災害応急対策計画</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p>	<p>所管課からの意</p>																																																																																								

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第3款 ヘリコプターの運航 第2 内容 1 県消防防災ヘリコプター (3) 県内市町からの支援要請手続 ③ 要請先 ア 県災害対策本部非設置時 ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。 ・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防警防部司令課 に対して行う。 イ（略）</p>	<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第3款 ヘリコプターの運航 第2 内容 1 県消防防災ヘリコプター (3) 県内市町からの支援要請手続 ③ 要請先 ア 県災害対策本部非設置時 ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。 ・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令 課に対して行う。 イ（略）</p>	<p>見に基づく修正</p>
<p>270 -273</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第2 内容 2 避難の実施 (2) 避難のための勧告及び指示 ① <u>避難準備（要援護者避難）情報、勧告・指示の基準</u> ア 市町長は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるととも に、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避 難行動を開始することを求める必要があるときは、「<u>避難準備 情報</u>」を発令することとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第2 内容 2 避難の実施 (2) 避難のための勧告及び指示 ① <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の 基準</u> ア 市町は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行 動を開始することを求める必要があるときは、「<u>避難準備・高 齢者等避難開始</u>」を発令することとする。 <u>イ 市町は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合 においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなく なるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達する</u></p>	<p>防災基本計画の 修正等に基づく 修正</p>

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>イ (略)</p> <p>ウ 市町長は、土砂災害における避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断すること。</p> <p>エ 市町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をすることとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。</p> <p>オ 市町長は、要援護者への避難準備情報、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。</p> <p>カ～キ (略)</p> <p>ク 市町長は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするため、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報等を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準や伝達方法を事前に明確にしておくよう努めることとする。</p> <p>ケ (略)</p>	<p><u>ことに努めることとする。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 市町は、土砂災害における避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断すること。</p> <p>オ 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をすることとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。</p> <p>カ 市町は、要援護者への避難準備・高齢者等避難開始を発令、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>ク 市町は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするため、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報等を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準や伝達方法を事前に明確にしておくよう努めることとする。</p> <p>コ (略)</p>	

頁	現 行	修 正 案	理 由																								
	<p style="text-align: center;">三類型の避難勧告等一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">発令時の状況</th> <th style="width: 50%;">住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備(要援護者避難)措置</td> <td>・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td> <td>・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td>・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況</td> <td>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</td> </tr> </tbody> </table>		発令時の状況	住民に求める行動	避難準備(要援護者避難)措置	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	<p style="text-align: center;">三類型の避難勧告等一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">発令時の状況</th> <th style="width: 50%;">住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td> <td>・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td>・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)</td> <td>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況</td> <td>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</td> </tr> </tbody> </table>		発令時の状況	住民に求める行動	避難準備・高齢者等避難開始	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	避難指示(緊急)	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	
	発令時の状況	住民に求める行動																									
避難準備(要援護者避難)措置	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始																									
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始																									
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動																									
	発令時の状況	住民に求める行動																									
避難準備・高齢者等避難開始	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始																									
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始																									
避難指示(緊急)	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動																									
	<p>〔参考〕避難準備情報、勧告・指示の発令の参考となる情報</p> <p style="text-align: center;">○河川等の氾濫～○高潮(略)</p> <p>② 避難準備情報、勧告・指示の内容</p> <p>市町長等は、避難準備情報の発令、避難の勧告・指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。</p> <p>ア 避難準備情報、避難の勧告・指示が出された地域名</p> <p>イ～エ(略)</p> <p>③ 避難準備情報の発令、勧告・指示の伝達方法</p> <p>ア 市町長は、直ちに、防災行政無線(同報等)、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話メール、</p>	<p>〔参考〕避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)の発令の参考となる情報</p> <p style="text-align: center;">○河川等の氾濫～○高潮(略)</p> <p>② 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)の内容</p> <p>市町長等は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。</p> <p>ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)が出された地域名</p> <p>イ～エ(略)</p> <p>③ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)の伝達方法</p> <p>ア 市町は、直ちに、防災行政無線(同報等)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放</p>																									

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>ファクシミリ等避難の情報伝達手段を活用するとともに、県警察本部、海上保安本部、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。</p> <p>イ 市町は、避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。</p> <p>ウ 市町長は、災害時要援護者への伝達に際しては避難支援計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行うこととする。</p> <p>エ 市町長は、避難勧告・指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民のとるべき行動が明確にわかりやすく伝わるよう、努めることとする。</p> <p><伝達文例></p> <p><input type="checkbox"/> 避難準備情報</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○時○分に○○地区に対して避難準備情報を出しました。○○川が警戒すべき水位にまで増水しています。溢れるおそれがありますので、お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、速やかに○○避難所（指定避難所）へ避難して下さい。 その他の方も避難の準備を始めて下さい。</p> </div>	<p>送を含む。）、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話（ひょうご防災ネット、緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ファクシミリ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、県警察本部、海上保安本部、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。</p> <p>イ 市町は、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難勧告及び避難指示（緊急）を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。</p> <p>ウ 市町は、災害時要援護者への伝達に際しては避難支援計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行うこととする。</p> <p>エ 市町は、避難勧告等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民のとるべき行動が明確にわかりやすく伝わるよう、努めることとする。</p> <p><伝達文例></p> <p><input type="checkbox"/> <u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。</u>こちらは、○○市です。ただ今、○時○分に○○地区に避難準備・高齢者等避難開始を出しました。○○地区に避難準備・高齢者等避難開始を出しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、○○公民館へ避難してください。その他の方は避難の準備を始めてください。</p> </div>	

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p><input type="checkbox"/> 避難勧告</p> <p><u>○時○分に○○地区に対して避難勧告を出しました。○○川が特に警戒すべき水位にまで達しており、さらに水位の上昇が続いています。溢れるおそれが強くなっていますので、速やかに○○避難所（指定避難所）へ避難して下さい。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 避難指示</p> <p><u>○○川は極めて危険な状態です。○○地区の方は直ちに○○避難所（指定避難所）へ避難して下さい。繰り返します。○○地区の方は、直ちに○○避難所へ避難して下さい。</u></p> <p><u>○時○分に○○地区に対して避難の指示を出しました。○○川の水位の上昇が続いており、極めて危険な状態です。直ちに○○避難所へ避難して下さい。</u></p> <p><u>（* 万一、避難所まで行けないときは近くの安全な高い建物に避難）</u></p> <p>(4) 避難誘導</p> <p>⑥ 市町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができることとする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 避難勧告</p> <p><u>緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。こちらは、○○市です。○時○分に○○地区に避難勧告を出しました。○○地区に避難勧告を出しました。○○川の水位が上昇し、溢れるおそれがあります。速やかに近所の方にも声を掛け合って○○公民館へ避難してください。なお、浸水により、○○道は通行できません。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 避難指示(緊急)</p> <p><u>緊急放送、緊急放送、避難指示(緊急)発令。こちらは、○○市です。○時○分に○○地区に対する避難勧告を避難指示(緊急)に切り替えました。○○地区に対する避難勧告を避難指示(緊急)に切り替えました。○○川が決壊するおそれが高まっており、危険です。緊急に○○公民館へ全員避難すること。避難する時間のない方は、近くの安全な建物に待避すること。なお、浸水により○○道は通行できません。</u></p> <p>(4) 避難誘導</p> <p>⑥ 市町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、<u>近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待避等の安全確保措置を指示することができることとする。</u></p>	
277	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>第2 内容</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>第2 内容</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>2 応急仮設住宅の供与 (3) 応急仮設住宅の建設 ① (略) ② 建設方法 ア～イ (略) ウ 県は、大規模災害を想定し、プレハブ建築協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。</p>	<p>2 応急仮設住宅の供与 (3) 応急仮設住宅の建設 ① (略) ② 建設方法 ア～イ (略) ウ 県は、大規模災害を想定し、プレハブ建築協会及び全国木造建設事業協会と各々締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」並びに都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。</p>	
287	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第1款 精神医療の実施 第2 内容 1 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」の派遣 (1) 県、神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、公的機関職員等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の要否を本庁が判断する。）。 (新規) (新規)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第1款 精神医療の実施 第2 内容 1 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」の派遣 (1) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、公的機関職員等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の要否を本庁が判断する。）。 (2) 県は、「ひょうごDPAT」の派遣にあたっては、「ひょうごDPAT」調整本部を設置し、DPAT 活動に対する後方支援を行うこととする。 (3) 県は、「ひょうごDPAT」だけでは対応できない場合、厚生労働省や他の都道府県に対して、県外 DPAT の派遣要請を行うこととする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>2 こころのケアチーム (DPAT) 活動拠点本部の設置</p> <p>(1) 県、神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうご DPAT」活動拠点本部を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うこととする。<u>(医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む。)</u></p> <p>(2) 県(健康福祉事務所)は、「ひょうご DPAT」活動拠点本部の管理運営を行うこととする。</p> <p>(3) 県(精神保健福祉センター)は、「ひょうご DPAT」活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を行うこととする。</p> <p><u>(4) 県は、必要に応じて、厚生労働省及び他の都道府県に対して、災害時のこころのケアの専門職からなるこころのケアチーム (DPAT) の編成及び協力を求めることとする。</u></p>	<p>2 こころのケアチーム (DPAT) 活動拠点本部の設置</p> <p>(1) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうご DPAT」活動拠点本部を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うこととする。</p> <p>(2) 県(健康福祉事務所)は、「ひょうご DPAT」活動拠点本部の管理運営を行うこととする。</p> <p>(3) 県(精神保健福祉センター)は、「ひょうご DPAT」活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を行うこととする。</p> <p>(削除)</p>	
298 -299	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第9節 災害時要援護者支援対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>4 生活支援</p> <p>(3) 専門家による支援</p> <p>市町は、医師、看護師、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につないでいく仕組みを構築することとする。</p> <p>7 外国人県民への情報伝達等</p> <p>県、市町等は、外国人県民等の被災情報を把握するとともに、</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第9節 災害時要援護者支援対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>4 生活支援</p> <p>(3) 専門家による支援</p> <p>市町は、医師、<u>歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士</u>、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、<u>中長期に支援する体制を構築することとする。</u></p> <p>7 外国人県民への情報伝達等</p> <p>県、市町等は、外国人県民、訪日外国人等の被災情報を把握す</p>	<p>防災基本計画の修正等に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>外国語による情報提供、相談を行うこととする。 (新規)</p>	<p>るとともに、外国語による情報提供、相談を行うこととする。 11 災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言 <u>県、市町は、介護保険施設等の災害時要援護者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行うこととする。</u> また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的に実施できていない場合には、指導・助言を行うこととする。</p>	
311	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第1款 ガレキ対策の実施 第2 内容 1 市町の措置 (2) 処理作業過程 ③ 県等への応援要請 市町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</p> <p>2 県の措置 (3) 広域的支援要請</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第1款 ガレキ対策の実施 第2 内容 1 市町の措置 (2) 処理作業過程 ③ 県等への応援要請 市町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、<u>(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。</u>さらに、<u>(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</u></p> <p>2 県の措置 (3) 広域的支援要請</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

風水害等対策計画

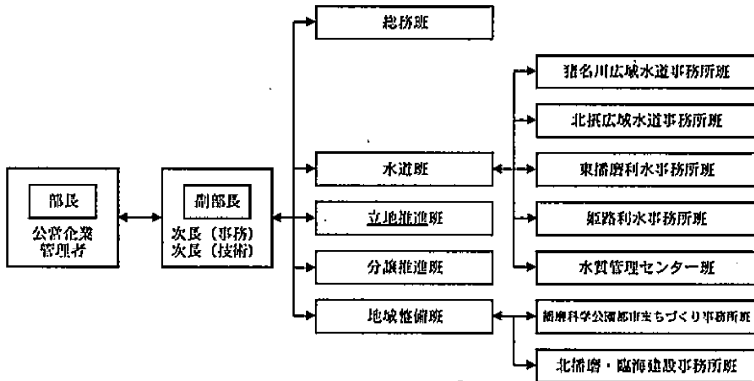
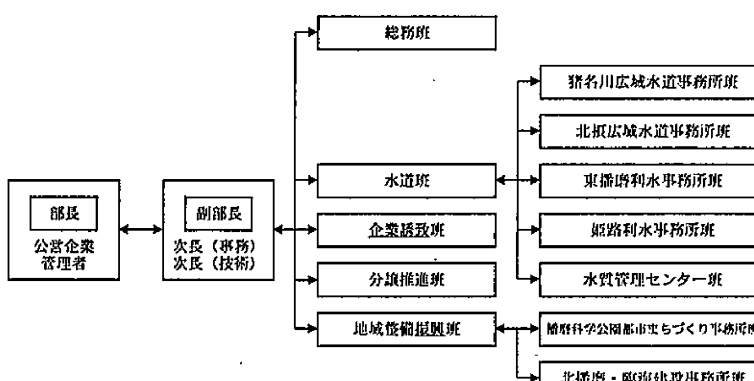
頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>ア (略)</p> <p>イ 県は、被災市町や県内市町でガレキの処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に支援を要請することとする。市町から処理に関する事務委託について、要請があった場合は受託し、適正に処理を行うこととする。</p>	<p>① (略)</p> <p>② 県は、被災市町や県内市町でガレキの処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に支援を要請することとする。<u>他府県等の支援を受けても市町において、処理が困難な場合、県は、市町に（公財）ひょうご環境創造協会の活用を促す。処理が困難を極め、市町から県に処理に関する事務委託について、要請があった場合は受託し、適正に処理を行うこととする。</u></p>	
313	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第2款 ごみ処理対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置</p> <p>市町は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、次のとおりごみ処理を実施することとする。</p> <p>(2) 処理作業過程</p> <p>③ 県等への応援要請</p> <p>イ 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第2款 ごみ処理対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置</p> <p>市町は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、次のとおりごみ処理を実施することとする。</p> <p>(2) 処理作業過程</p> <p>③ 県等への応援要請</p> <p>イ 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、<u>(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</u></p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>2 県の措置</p> <p>(2) 県は、被災市町や県内市町で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請することとする。市町から処理に関する事務委託について、要請があった場合には受託し、適正に処理を行うこととする。</p>	<p>2 県の措置</p> <p>(2) 県は、被災市町や県内市町で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請することとする。<u>他府県等の支援を受けても市町において、処理が困難な場合、県は、市町に（公財）ひょうご環境創造協会の活用を促す。</u><u>処理が困難を極め、市町から県に処理に関する事務委託について、要請があった場合には受託し、適正に処理を行うこととする。</u></p>	
<p>317 -318</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ 第2 内容 1 災害ボランティアの受入れ (2) 災害ボランティアの確保と調整 ① 県、市町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、各ボランティア団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努めることとする。 ② ひょうごボランタリープラザは、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市町社会福祉協議会をはじめ災害ボランティア支援団体と連携して、市町災害ボランティアセンターの支援を行うこととする。 ③ (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ 第2 内容 1 災害ボランティアの受入れ (2) 災害ボランティアの確保と調整 ① 県、市町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、<u>地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。</u> ② ひょうごボランタリープラザは、ボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>県下の支援関係機関・団体からなる「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」、市町社会福祉協議会や、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等ボランティア団体等との連携などにより、市町災害ボランティアセンターの支援を行うこととする。</u> ③ (略)</p>	<p>防災基本計画の修正等に基づく修正</p>

頁	現 行	修 正 案	理 由
345	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第18節 教育対策の実施 第2 内容 2 動員 (1) 動員の連絡</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第18節 教育対策の実施 第2 内容 2 動員 (1) 動員の連絡</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
350	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第20節 企業庁応急対策の実施 第2 内容 2 動員 (1) 動員の連絡</p>  <pre> graph LR Director[部長 公営企業 管理者] <--> Deputy[副部長 次長(事務) 次長(技術)] Deputy --> GenAff[総務班] Deputy --> Water[水道班] Deputy --> Land[立地推進班] Deputy --> RegAdv[分譲推進班] Deputy --> RegRes[地域整備班] Water --> W1[猪名川広域水道事務所班] Water --> W2[北摂広域水道事務所班] Water --> W3[東播磨利水事務所班] Land --> L1[姫路利水事務所班] RegAdv --> RA[水質管理センター班] RegRes --> RR1[福原科学公園都市まちづくり事務所班] RegRes --> RR2[北播磨・臨海建設事務所班] </pre>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第20節 企業庁応急対策の実施 第2 内容 2 動員 (1) 動員の連絡</p>  <pre> graph LR Director[部長 公営企業 管理者] <--> Deputy[副部長 次長(事務) 次長(技術)] Deputy --> GenAff[総務班] Deputy --> Water[水道班] Deputy --> Enterprise[企業誘致班] Deputy --> RegAdv[分譲推進班] Deputy --> RegRes[地域整備班] Water --> W1[猪名川広域水道事務所班] Water --> W2[北摂広域水道事務所班] Water --> W3[東播磨利水事務所班] Enterprise --> E[姫路利水事務所班] RegAdv --> RA[水質管理センター班] RegRes --> RR1[福原科学公園都市まちづくり事務所班] RegRes --> RR2[北播磨・臨海建設事務所班] </pre>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																												
357 -358	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第4章 その他の災害の応急対策の推進</p> <p>第1節 雪害の応急対策の推進</p> <p>第2 内容</p> <p>2 鉄道輸送確保対策</p> <p>(2) 輸送手配等</p> <p><u>雪害時における運転規制標準は次頁のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">雪害時における除雪及び運転規制標準</p> <table border="1" data-bbox="291 614 1019 1061"> <thead> <tr> <th>降雪時刻帯</th> <th>除雪の状況 (降雪予測値等の) 【降雪予測値】</th> <th>確保すべき路線</th> <th>降雪対策等</th> <th>列車運行計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次</td> <td>【降雪予測値】 H...なし C...2~10cm A...雪解き D...10~30cm B...1~3cm E...20cm~</td> <td>全区間</td> <td>全区間</td> <td>所定運転を基本とする</td> </tr> <tr> <td>第2次</td> <td>【降雪予測値】 (今後の降雪予測) H...なし C...2~10cm A...雪解き D...10~30cm B...1~3cm E...20cm~</td> <td>全区間</td> <td>全区間</td> <td>所定運転を基本とする</td> </tr> <tr> <td>第3次</td> <td>【降雪予測値】 (今後の降雪予測) H...なし C...2~10cm A...雪解き D...10~30cm B...1~3cm E...20cm~</td> <td>全区間</td> <td>全区間</td> <td>所定運転を基本とする</td> </tr> <tr> <td>第4次</td> <td>【降雪予測値】 (今後の降雪予測) H...なし C...2~10cm A...雪解き D...10~30cm B...1~3cm E...20cm~</td> <td>全区間</td> <td>全区間</td> <td>所定運転を基本とする</td> </tr> <tr> <td>第5次</td> <td>【降雪予測値】 (今後の降雪予測) H...なし C...2~10cm A...雪解き D...10~30cm B...1~3cm E...20cm~</td> <td>全区間</td> <td>全区間</td> <td>所定運転を基本とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 東海区管内については必要に応じて変更すること。 ※ 上記の基準については、あくまで予測を基に標準であり、現地の状況により降雪対策等運転規制及び列車運行計画を変更する。</p>	降雪時刻帯	除雪の状況 (降雪予測値等の) 【降雪予測値】	確保すべき路線	降雪対策等	列車運行計画	第1次	【降雪予測値】 H...なし C...2~10cm A...雪解き D...10~30cm B...1~3cm E...20cm~	全区間	全区間	所定運転を基本とする	第2次	【降雪予測値】 (今後の降雪予測) H...なし C...2~10cm A...雪解き D...10~30cm B...1~3cm E...20cm~	全区間	全区間	所定運転を基本とする	第3次	【降雪予測値】 (今後の降雪予測) H...なし C...2~10cm A...雪解き D...10~30cm B...1~3cm E...20cm~	全区間	全区間	所定運転を基本とする	第4次	【降雪予測値】 (今後の降雪予測) H...なし C...2~10cm A...雪解き D...10~30cm B...1~3cm E...20cm~	全区間	全区間	所定運転を基本とする	第5次	【降雪予測値】 (今後の降雪予測) H...なし C...2~10cm A...雪解き D...10~30cm B...1~3cm E...20cm~	全区間	全区間	所定運転を基本とする	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第4章 その他の災害の応急対策の推進</p> <p>第1節 雪害の応急対策の推進</p> <p>第2 内容</p> <p>2 鉄道輸送確保対策</p> <p>(2) 輸送手配等</p> <p><u>雪害規制及び除雪の基準は次頁のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">雪害規制及び除雪の基準</p> <table border="1" data-bbox="1108 630 1848 1061"> <thead> <tr> <th>降雪時刻帯</th> <th>除雪の状況 (降雪予測値等の) 【降雪予測値】</th> <th>確保すべき路線</th> <th>降雪対策等</th> <th>列車運行計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次</td> <td>【降雪予測値】 N...なし D...10~30cm A...雪解き E...20cm~ B...1~3cm F...なし</td> <td>全区間</td> <td>全区間</td> <td>所定運転を基本とする</td> </tr> <tr> <td>第2次</td> <td>【降雪予測値】 (今後の降雪予測) N...なし D...10~30cm A...雪解き E...20cm~ B...1~3cm F...なし</td> <td>全区間</td> <td>全区間</td> <td>所定運転を基本とする</td> </tr> <tr> <td>第3次</td> <td>【降雪予測値】 (今後の降雪予測) N...なし D...10~30cm A...雪解き E...20cm~ B...1~3cm F...なし</td> <td>全区間</td> <td>全区間</td> <td>所定運転を基本とする</td> </tr> <tr> <td>第4次</td> <td>【降雪予測値】 (今後の降雪予測) N...なし D...10~30cm A...雪解き E...20cm~ B...1~3cm F...なし</td> <td>全区間</td> <td>全区間</td> <td>所定運転を基本とする</td> </tr> <tr> <td>第5次</td> <td>【降雪予測値】 (今後の降雪予測) N...なし D...10~30cm A...雪解き E...20cm~ B...1~3cm F...なし</td> <td>全区間</td> <td>全区間</td> <td>所定運転を基本とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 東海区管内については必要に応じて変更すること。 ※ 上記の基準については、あくまで予測を基に標準であり、現地の状況により降雪対策等運転規制及び列車運行計画を変更する。</p>	降雪時刻帯	除雪の状況 (降雪予測値等の) 【降雪予測値】	確保すべき路線	降雪対策等	列車運行計画	第1次	【降雪予測値】 N...なし D...10~30cm A...雪解き E...20cm~ B...1~3cm F...なし	全区間	全区間	所定運転を基本とする	第2次	【降雪予測値】 (今後の降雪予測) N...なし D...10~30cm A...雪解き E...20cm~ B...1~3cm F...なし	全区間	全区間	所定運転を基本とする	第3次	【降雪予測値】 (今後の降雪予測) N...なし D...10~30cm A...雪解き E...20cm~ B...1~3cm F...なし	全区間	全区間	所定運転を基本とする	第4次	【降雪予測値】 (今後の降雪予測) N...なし D...10~30cm A...雪解き E...20cm~ B...1~3cm F...なし	全区間	全区間	所定運転を基本とする	第5次	【降雪予測値】 (今後の降雪予測) N...なし D...10~30cm A...雪解き E...20cm~ B...1~3cm F...なし	全区間	全区間	所定運転を基本とする	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
降雪時刻帯	除雪の状況 (降雪予測値等の) 【降雪予測値】	確保すべき路線	降雪対策等	列車運行計画																																																											
第1次	【降雪予測値】 H...なし C...2~10cm A...雪解き D...10~30cm B...1~3cm E...20cm~	全区間	全区間	所定運転を基本とする																																																											
第2次	【降雪予測値】 (今後の降雪予測) H...なし C...2~10cm A...雪解き D...10~30cm B...1~3cm E...20cm~	全区間	全区間	所定運転を基本とする																																																											
第3次	【降雪予測値】 (今後の降雪予測) H...なし C...2~10cm A...雪解き D...10~30cm B...1~3cm E...20cm~	全区間	全区間	所定運転を基本とする																																																											
第4次	【降雪予測値】 (今後の降雪予測) H...なし C...2~10cm A...雪解き D...10~30cm B...1~3cm E...20cm~	全区間	全区間	所定運転を基本とする																																																											
第5次	【降雪予測値】 (今後の降雪予測) H...なし C...2~10cm A...雪解き D...10~30cm B...1~3cm E...20cm~	全区間	全区間	所定運転を基本とする																																																											
降雪時刻帯	除雪の状況 (降雪予測値等の) 【降雪予測値】	確保すべき路線	降雪対策等	列車運行計画																																																											
第1次	【降雪予測値】 N...なし D...10~30cm A...雪解き E...20cm~ B...1~3cm F...なし	全区間	全区間	所定運転を基本とする																																																											
第2次	【降雪予測値】 (今後の降雪予測) N...なし D...10~30cm A...雪解き E...20cm~ B...1~3cm F...なし	全区間	全区間	所定運転を基本とする																																																											
第3次	【降雪予測値】 (今後の降雪予測) N...なし D...10~30cm A...雪解き E...20cm~ B...1~3cm F...なし	全区間	全区間	所定運転を基本とする																																																											
第4次	【降雪予測値】 (今後の降雪予測) N...なし D...10~30cm A...雪解き E...20cm~ B...1~3cm F...なし	全区間	全区間	所定運転を基本とする																																																											
第5次	【降雪予測値】 (今後の降雪予測) N...なし D...10~30cm A...雪解き E...20cm~ B...1~3cm F...なし	全区間	全区間	所定運転を基本とする																																																											
373	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第4章 その他の災害の応急対策の推進</p> <p>第4節 突発重大事案の応急対策の推進</p> <p>第2 内容</p> <p>6 サリン等の発散による被害発生時の措置</p> <p>(1) 警察官、海上保安官又は消防吏員は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第4章 その他の災害の応急対策の推進</p> <p>第4節 突発重大事案の応急対策の推進</p> <p>第2 内容</p> <p>6 サリン等の発散による被害発生時の措置</p> <p>(1) 警察官、海上保安官又は消防吏員は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>																																																												

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品等を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとることとする。</p>	<p>又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品等を回収し、その他その被害を防止するために必要な措置をとることとする。</p>	

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
381 -383	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第2 内容</p> <p>2 災害公営住宅</p> <p>(3) 入居者の条件</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。</p> <p>② 当該災害発生後3箇年は政令月収が <u>26.8</u> 万円以下の世帯であること。(政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12)</p> <p>③ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 条件 (平成 <u>28</u> 年 <u>4</u> 月 <u>21</u> 日現在)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸付利益</p> <p>年 <u>0.47</u> % (平成 <u>28</u> 年 <u>4</u> 月 <u>21</u> 日現在)</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第2 内容</p> <p>2 災害公営住宅</p> <p>(3) 入居者の条件</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。</p> <p>② 当該災害発生後3箇年は政令月収が <u>21.4</u> 万円以下の世帯であること。(政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12)</p> <p>③ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 条件 (平成 <u>29</u> 年 <u>3</u> 月 <u>21</u> 日現在)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸付利益</p> <p>年 <u>0.63</u> % (平成 <u>29</u> 年 <u>3</u> 月 <u>21</u> 日現在)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
389	<p>第5編 災害復興計画 第2節 復興計画の策定 【実施機関：県企画県民部、県企画県民部企画財政局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、健康福祉部健康局、県産業労働部政策労働局、<u>県農政環境部農政企画局</u>、<u>県県土整備部県土企画局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県県土整備部まちづくり局</u>、<u>県県土整備部住宅建築局</u>、県企業庁、市町】</p>	<p>第5編 災害復興計画 第2節 復興計画の策定 【実施機関：県企画県民部、県企画県民部企画財政局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、健康福祉部健康局、県産業労働部政策労働局、<u>県農政環境部農林水産局</u>、<u>県県土整備部県土企画局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県県土整備部まちづくり局</u>、<u>県県土整備部住宅建築局</u>、県企業庁、市町】</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>